

第3期 三芳町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

三 芳 町

ごあいさつ

三芳町では、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念に掲げ、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進するため、様々な施策に取り組んでまいりました。



しかしながら、計画期間中には、新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化した自然災害など、私たちの生命の生存と安寧が脅かされました。こうした要因により、コミュニティの形成に必要な地域活動の停滞を余儀なくされるなど、不確実性を増す未来への不安に包まれるという、未曾有の経験を経てきました。

一方で、令和5年4月には、「児童の権利に関する条約」の理念をふまえた「こども基本法」が施行され、行政には、こどもと家庭の福祉を向上させるための政策を効果的に推進することが求められています。

町では、このような状況をふまえ、一貫性のある子ども・子育て支援を計画的・総合的に推進するとともに、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、持続可能で、切れ目のない支援による地域全体での子育て環境づくりに取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、「三芳町子ども・子育て審議会」でご審議いただきました委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。また、ニーズ調査やパブリック・コメント等を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました住民の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、町の将来を担う子どもの健全育成に、引き続きご協力をお願いいたします。

令和7年3月

三芳町長 林 伊佐雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 人口と世帯の状況	5
2 婚姻・出産等の状況	8
3 就業の状況	11
4 町内の教育・保育施設等の状況	13
5 ニーズ調査結果について	14
6 第2期子ども・子育て支援施策の成果	15
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本的視点	19
3 基本目標	20
4 施策体系	22
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	23
基本目標1 「こどもまんなか社会」の実現のために	23
1 子どもの権利の尊重	23
2 子育てに関する理解と社会性の向上	26
3 教育環境の充実	27
4 家庭の教育力の向上	31
5 地域活動の充実	32
基本目標2 子どもが安全・安心に生活するために	35
1 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	35
2 安心して子育てができる生活環境の整備	37
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	39
4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	40
基本目標3 地域で子育て支援をするために	42
1 子育て相談・情報提供の体制の充実	42
2 地域における子育て支援サービスの充実	44
3 子育て支援のネットワークづくり	47

4	子育て家庭への経済的な支援	49
5	児童虐待防止対策の充実	50
6	ひとり親家庭等への支援の充実	52
7	障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実	54
基本目標4	子どもと親の健康のために	57
1	子どもや親の健康の確保	57
2	食育の推進	60
3	思春期保健対策の充実	61
4	小児医療の充実	62
基本目標5	仕事と子育ての両立のために	63
1	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援	63
2	多様な働き方を選択できる環境の整備	66
3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	67
第5章	幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制	69
1	子ども・子育て支援サービスの概要	69
2	量の見込みと確保方策について	70
3	推計児童数	71
4	教育・保育提供区域の設定	72
5	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期	73
6	地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期	78
7	教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって	94
第6章	計画の推進	96
1	計画の進捗管理	96
2	計画の周知及び広報	97
資料編		99
1	策定経過	101
2	三芳町子ども・子育て審議会条例	102
3	三芳町子ども・子育て審議会委員名簿	104
4	用語解説	105

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、出生数や出生率の低下に伴う少子化が進行する中、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子育てに対する不安感、負担感、孤立感など、さまざまな課題への解決が求められています。

こうした社会背景のもと、国では、平成15年に少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するための施策を推進しました。さらに平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、その後、令和5年度には子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していく体制が整備されました。

本町においても、平成27年に「第1期三芳町子ども・子育て支援事業計画」を、さらに令和2年に「第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業を計画的に推進してきました。

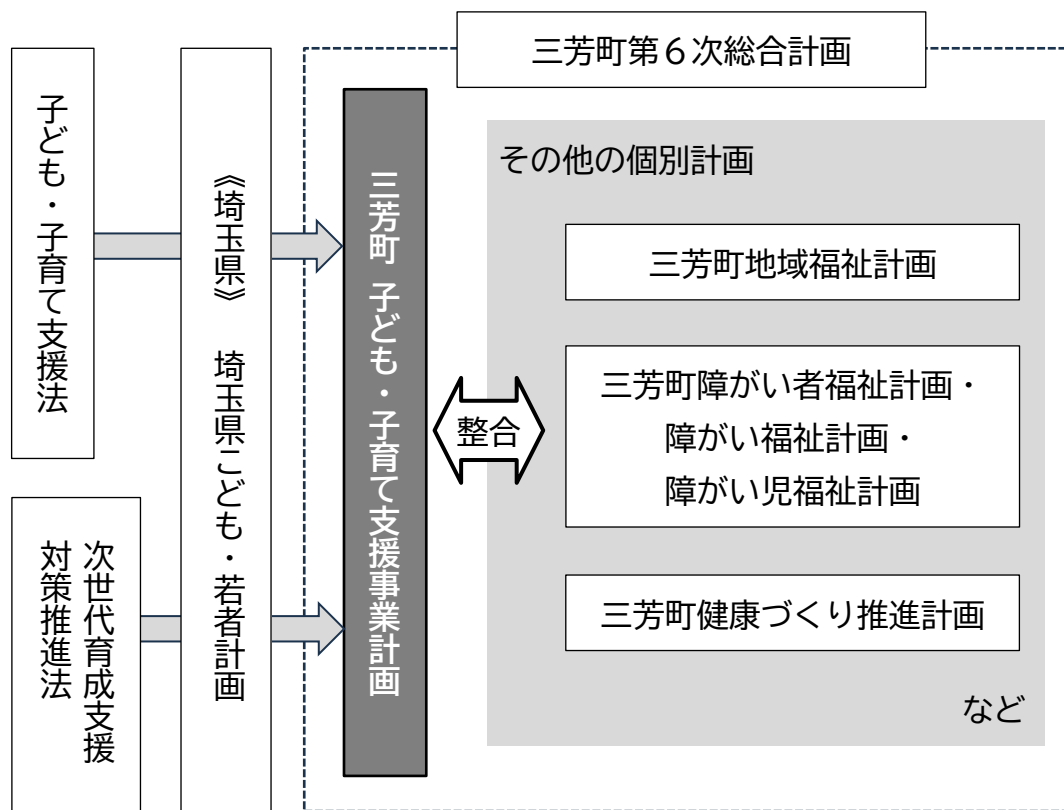
このたび、「第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、社会状況の変化や国の動向等をふまえつつ、新たに「第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てできる環境のさらなる整備を図るため、引き続き、きめ細かく切れ目のない子ども・子育て支援の充実に取り組みます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本町における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

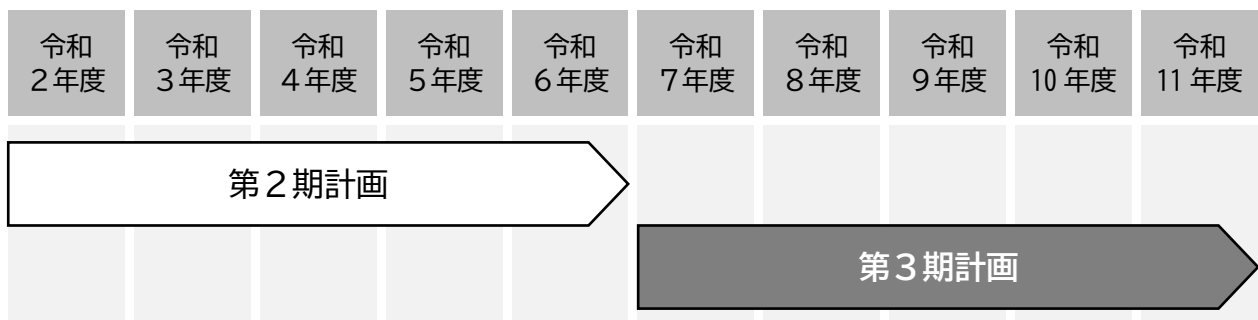
■計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、制度改正等の国の動向、本町の実態や施策の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

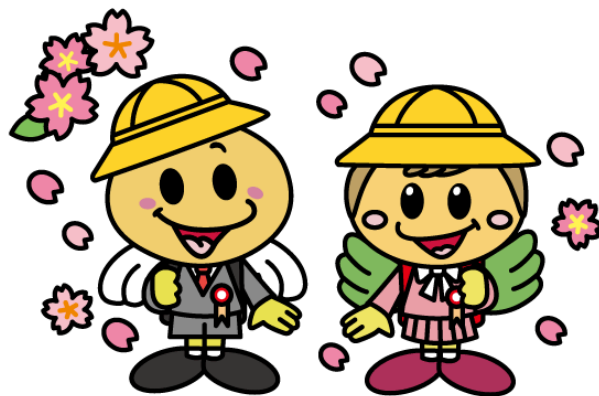
■計画期間



4 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。



5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 72 条に規定する三芳町子ども・子育て審議会を中心とした審議、保護者等へのニーズ調査及び第 2 期計画における実績をふまえ、策定しました。

(1) 三芳町子ども・子育て審議会の実施

子ども・子育て支援法第 72 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的としてニーズ調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を聴取しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

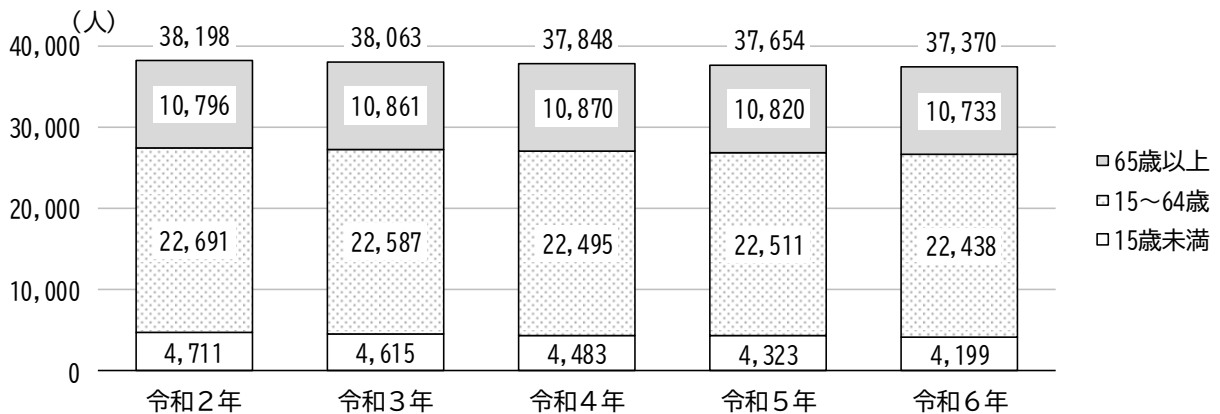
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の総人口は、緩やかな減少傾向にあり令和6年には37,370人となっています。

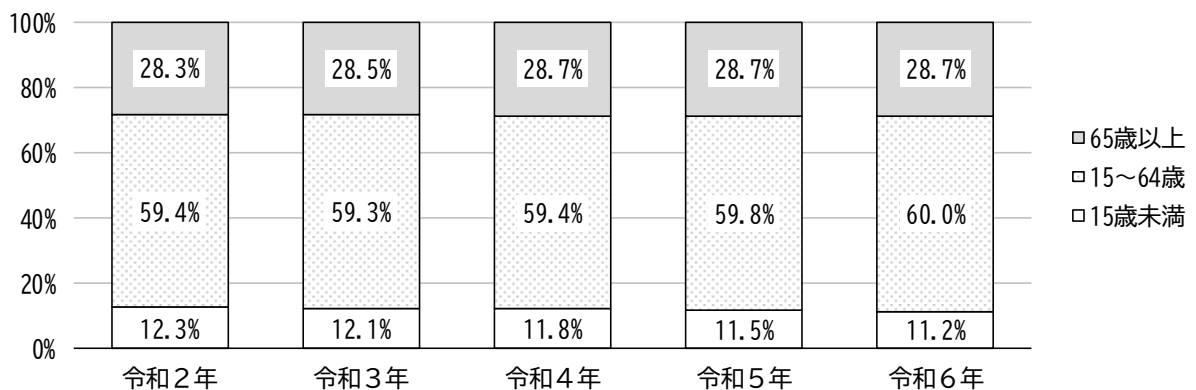
年齢3区分で見ると、15歳未満の年少人口は減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は令和4年まで増加した後に令和5年から減少、15～64歳の生産年齢人口は令和4年まで減少した後に令和5年に増加して、令和6年に再び減少しており、各区分で異なる推移となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移

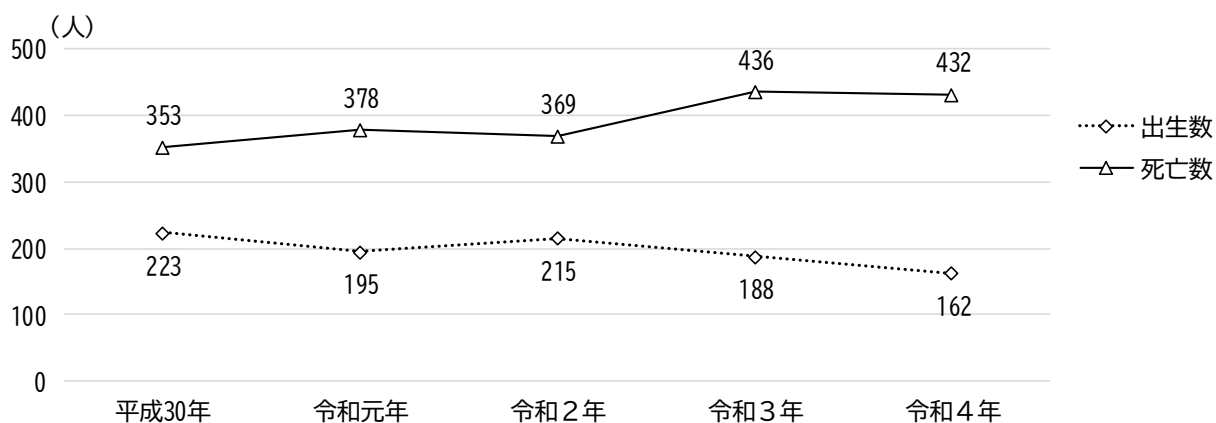


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、各年とも死亡数が出生数を上回っており、出生数は令和2年を除き減少傾向、死亡数は令和2年に減少したものの、令和3年は増加し、令和4年に再び減少に転じています。

■出生数及び死亡数の推移

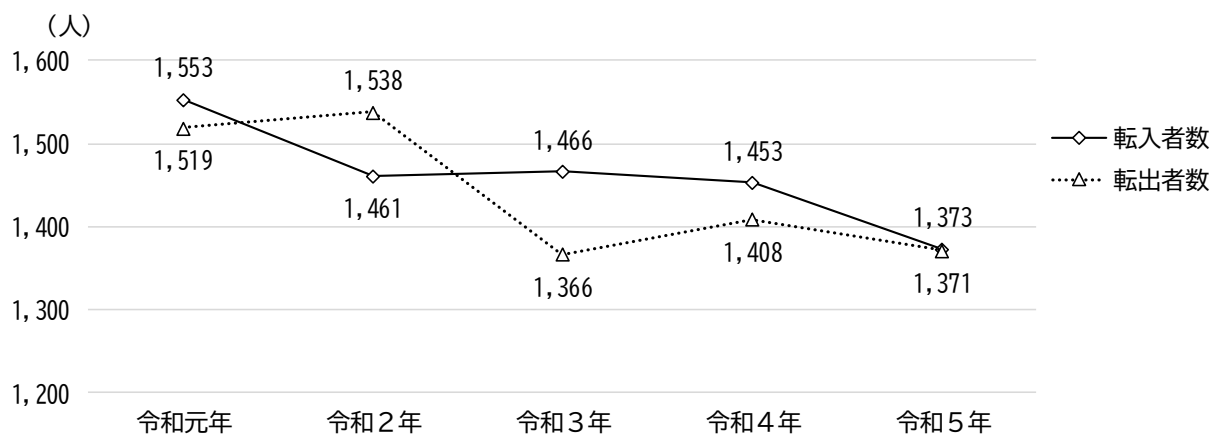


資料：埼玉県保健統計年報

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2年を除き、各年とも転入者数が転出者数を上回っていますが、令和4年から令和5年にかけては、いずれも減少しています。

■転入者数及び転出者数の推移



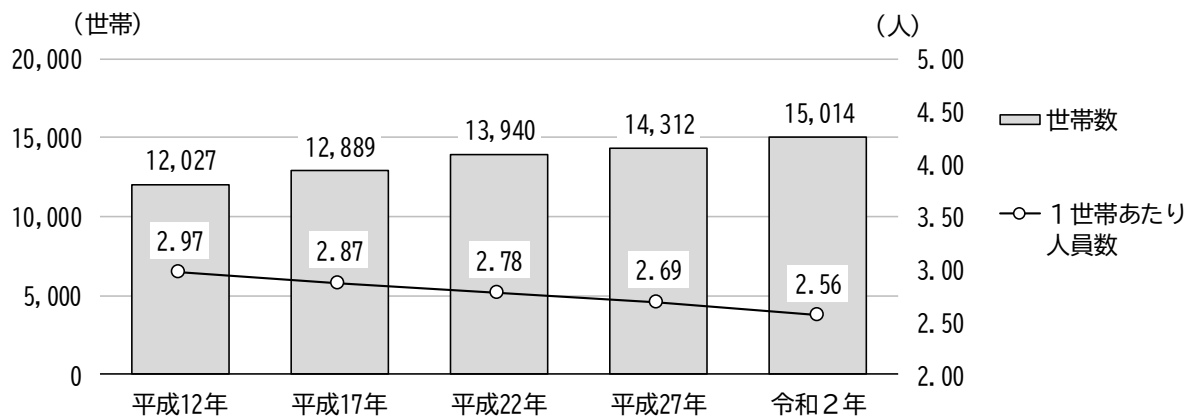
資料：埼玉県推計人口（月報データ）

(4) 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、令和2年には15,014世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、平成12年からの20年間で2.97人から2.56人へと0.41人減少し、核家族化が進行しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



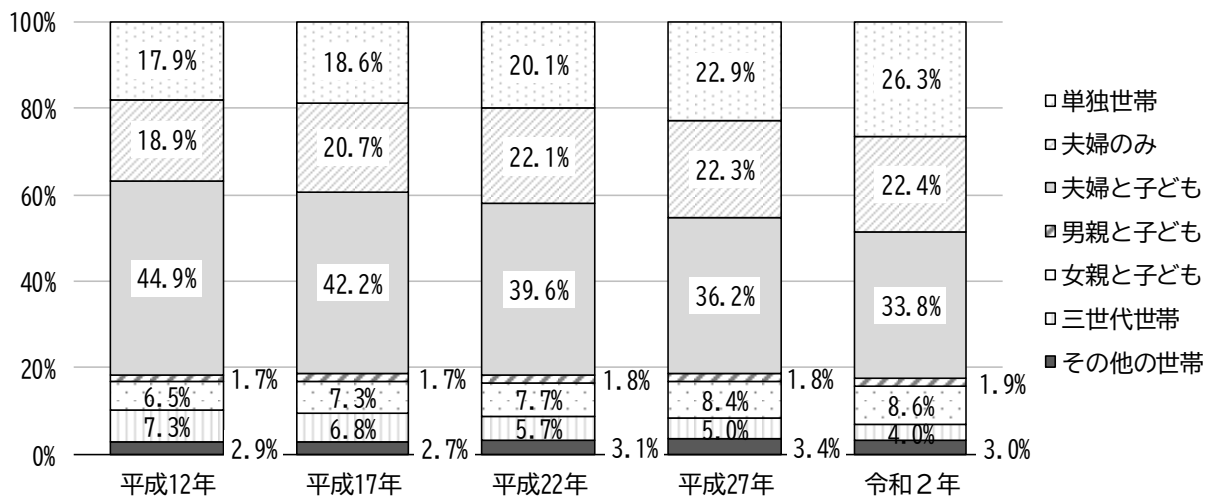
資料：国勢調査

(5) 世帯類型

本町の世帯類型別の構成比をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯、男親と子どもの世帯、女親と子どもの世帯は増加傾向で推移しています。

一方、夫婦と子どもの世帯、三世帯世帯は減少傾向で推移しています。

■世帯類型による構成比の推移



資料：国勢調査

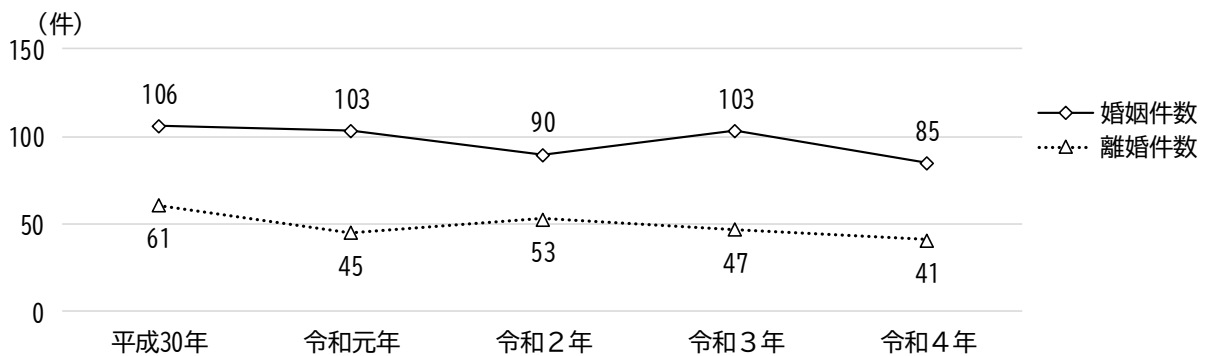
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、令和3年に増加した点を除き減少傾向にあり、令和4年は85件となっています。

離婚件数は、令和2年に増加し、その後再び減少して、令和4年は41件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

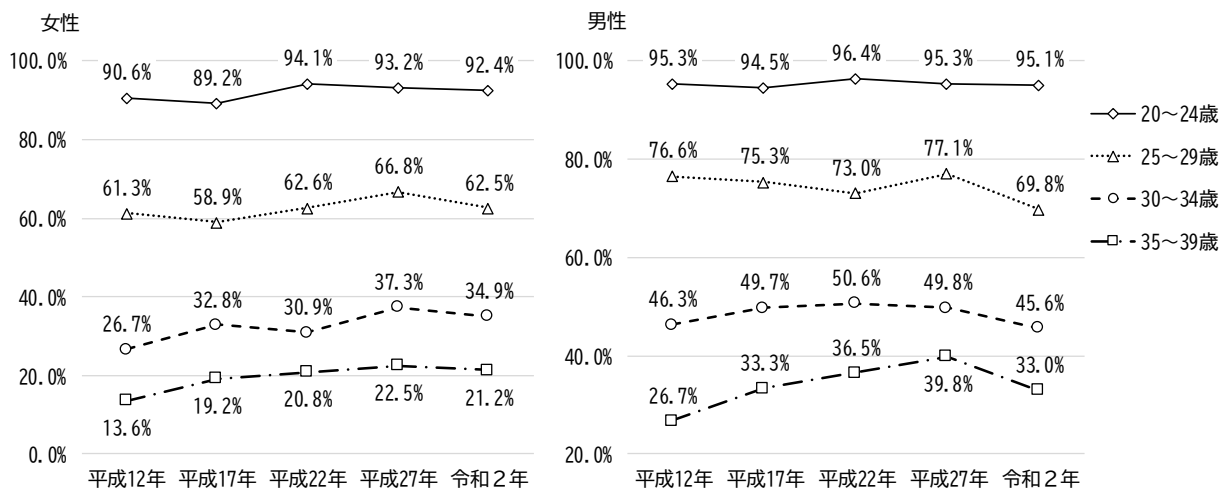


資料：埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。また、いずれの年齢区分においても、平成27年から令和2年にかけて減少しています。

■未婚率の推移

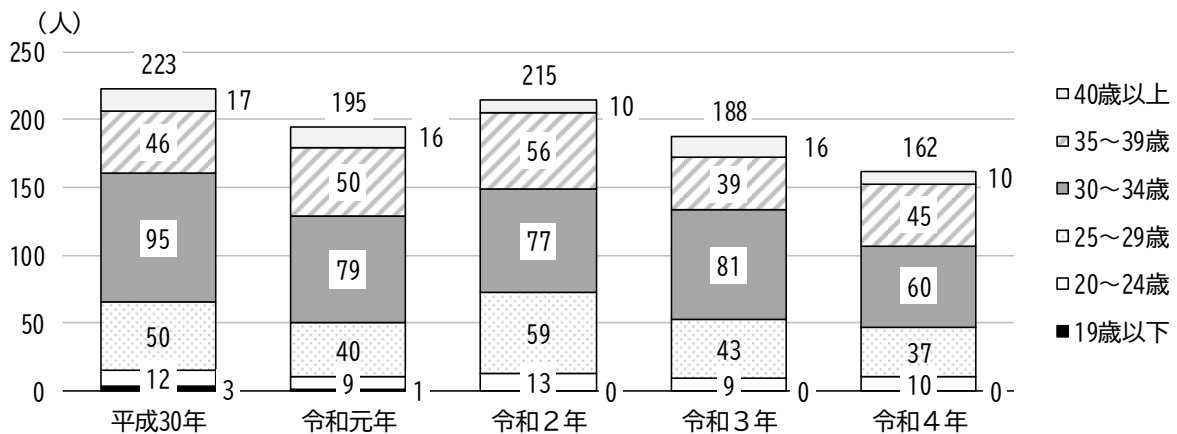


資料：国勢調査

(3) 母親の年齢別出生数

本町の出生数を母親の年齢別にみると、各年とも30～34歳が最も多くなっていますが減少傾向にあります。次いで出生数の多い25～29歳及び35～39歳では、25～29歳が令和2年以降、減少傾向にあるのに対し、35～39歳は令和2年までは増加し、令和3年に減少したものの、令和4年には増加に転じています。

■母親の年齢別出生数の推移

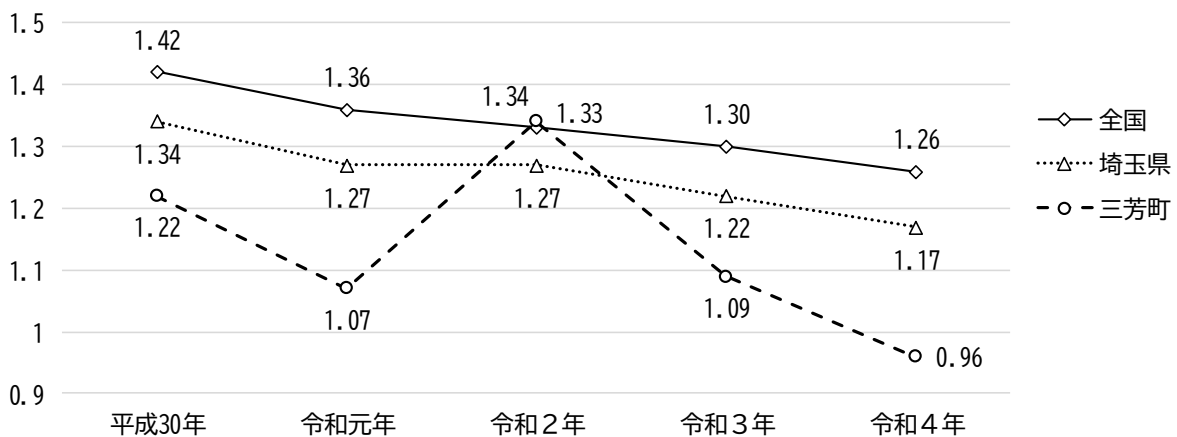


資料：埼玉県保健統計年報

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、一時的に高かった令和2年を除き、全国及び埼玉県の数値を下回っており、令和4年は0.96となっています。

■合計特殊出生率の推移

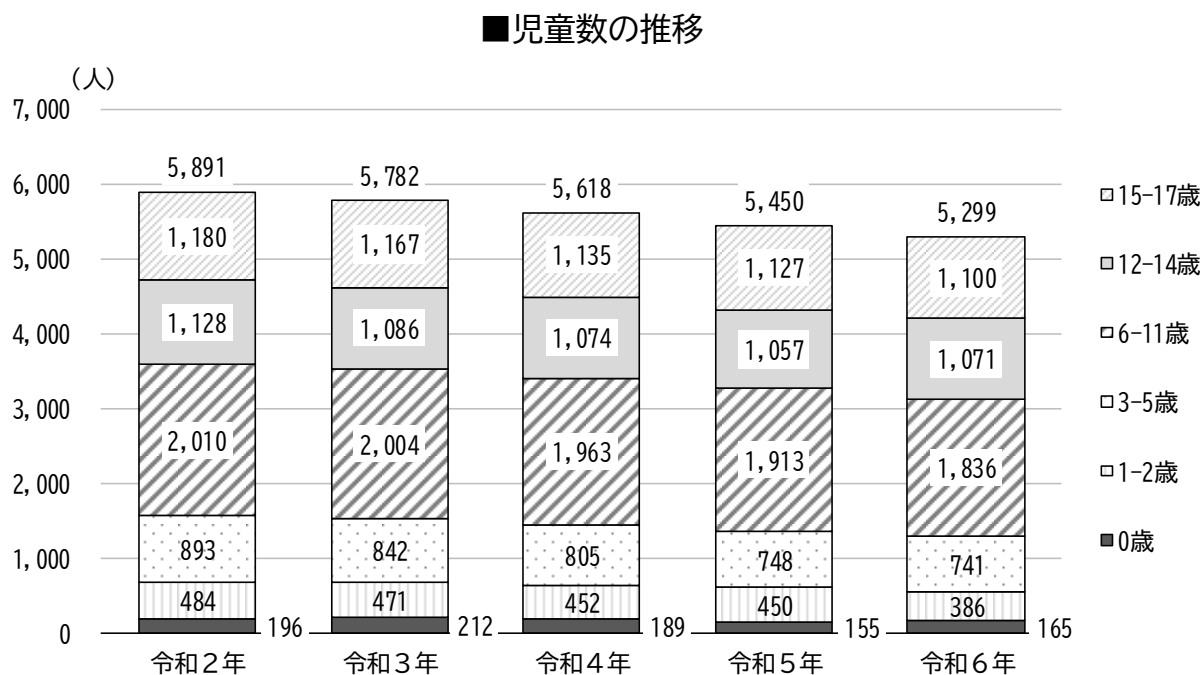


資料：埼玉県保健統計年報

(5) 児童数

本町の18歳未満の児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年には5,299人となっています。

このうち、0～5歳の就学前児童数は1,292人、6～11歳の小学生児童数は1,836人、12～14歳の中学生児童数は1,071人、15～17歳の児童数は1,100人となっています。



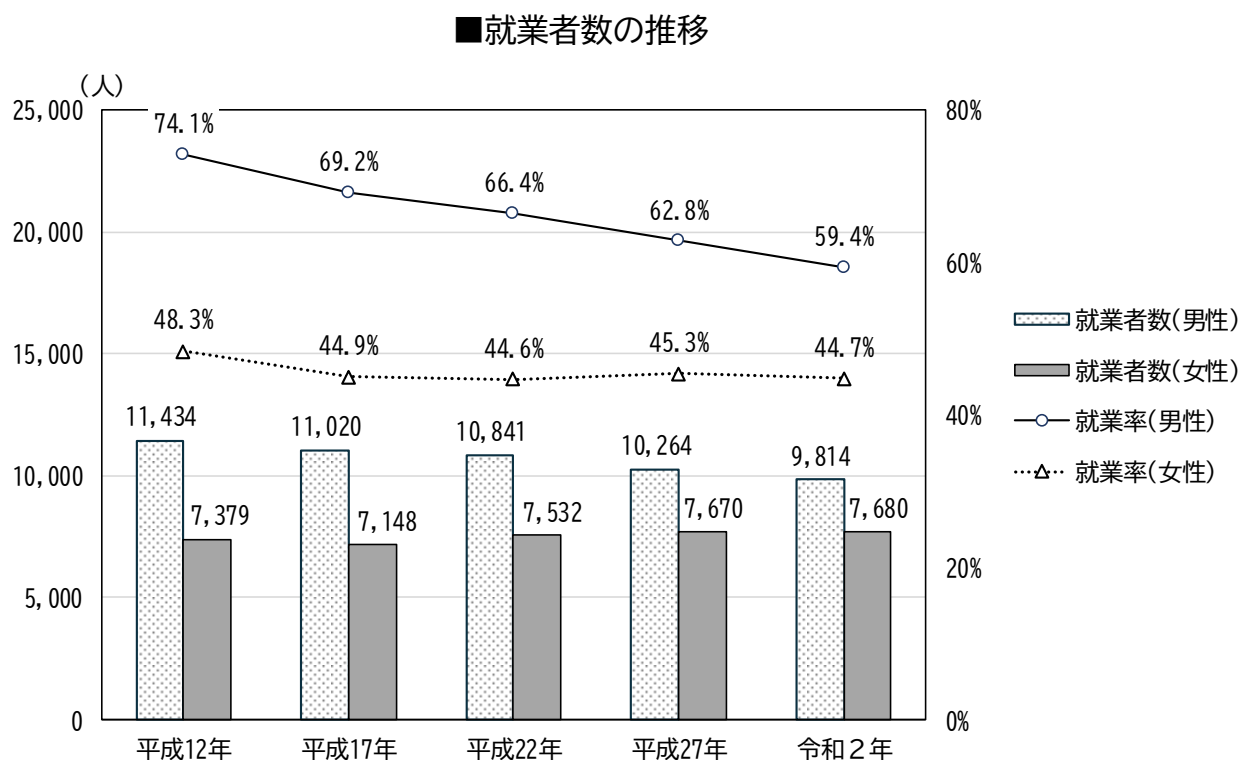
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

3 就業の状況

(1) 就業者数

本町の就業者数をみると、男性は平成12年以降、年々減少傾向で推移していますが、女性は平成17年以降、年々増加しており、令和2年には7,680人となっています。

就業率は、男性は低下し続けていますが、女性は平成17年以降、横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

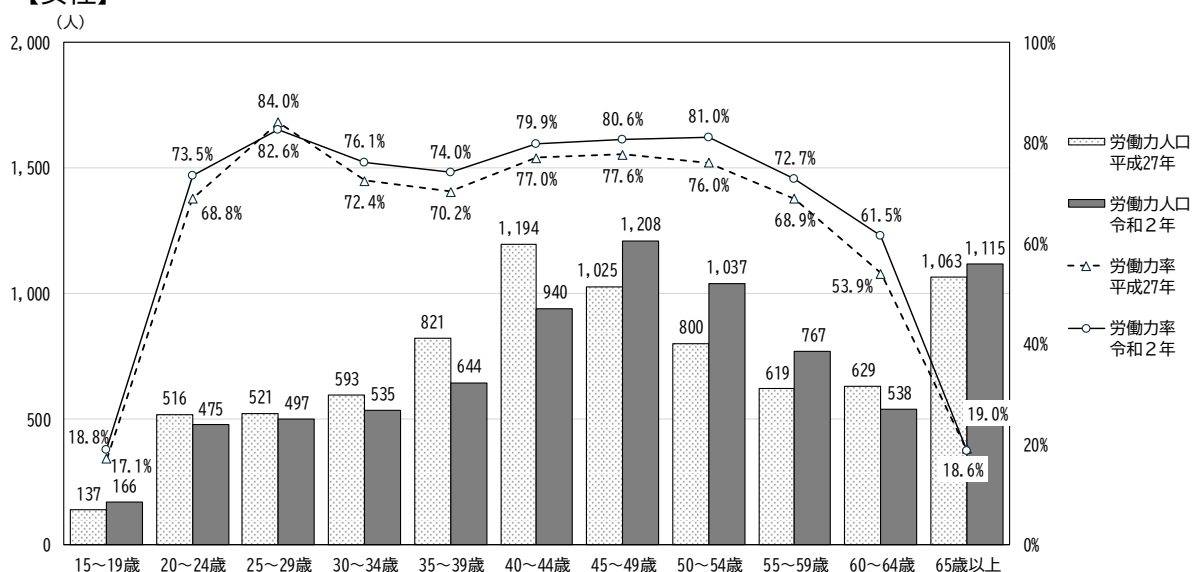
(2) 年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率は、平成 27 年からの 5 年間で、25～29 歳を除く各年代で上昇していますが、30～34 歳及び 35～39 歳で労働力率が低下する、いわゆる「M 字曲線」を示しています。

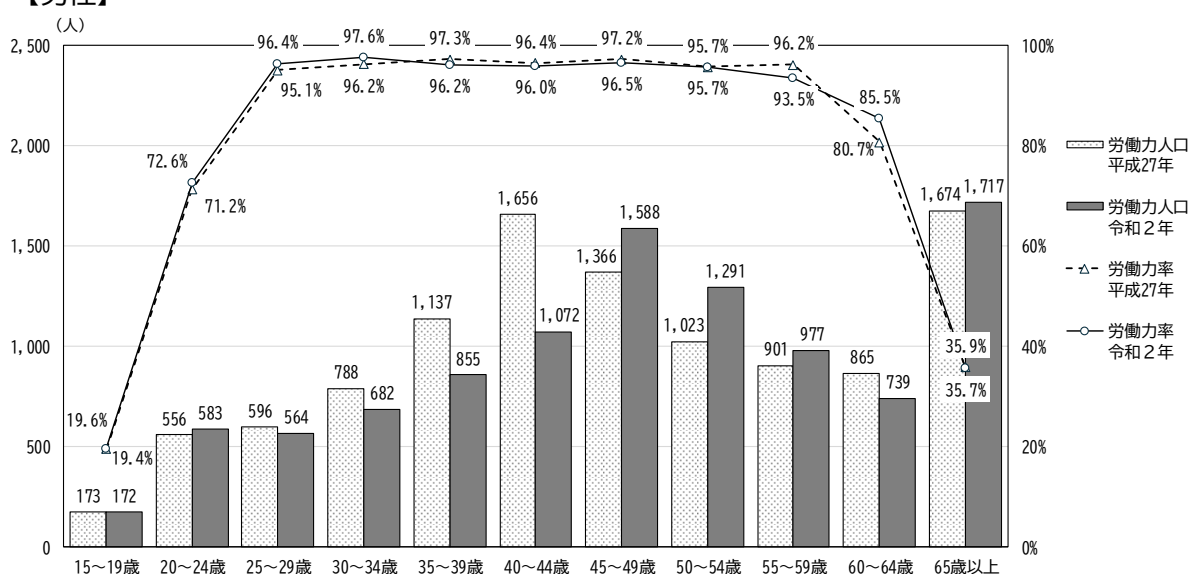
男性の年齢別労働力率は、平成 27 年から令和 2 年の間に大きな変化はみられません。

■年齢別労働力人口及び労働力率

【女性】



【男性】



資料：国勢調査

4 町内の教育・保育施設等の状況

本町の教育・保育施設等は以下の状況となっています。

種別	名称
保育所（園）・ 小規模保育事業所	第三保育所
	桑の実三芳保育園
	あずさ保育園
	三芳元氣保育園
	そよかぜ保育園
	ベビールームつくしっこ
	にじいろ保育園
	すくすく保育園
認定こども園	こすず幼稚園
幼稚園	みふじ幼稚園
	かみとめ幼稚園
小学校	三芳小学校
	藤久保小学校
	上富小学校
	竹間沢小学校
	唐沢小学校
放課後児童クラブ （学童保育室）	北永井学童保育室
	藤久保第1学童保育室
	藤久保第2学童保育室
	上富学童保育室
	竹間沢第1学童保育室
	竹間沢第2学童保育室
	唐沢学童保育室
地域子育て支援センター	三芳町子育て支援センター（なかよし）
	桑の実三芳保育園子育て支援センター（ひだまり）
	三芳元氣保育園子育て支援センター（心育）
	こすず幼稚園子育て支援センター（りんりん広場）
（認可外）事業所内保育 事業所	三芳野病院 すみれ保育室
	埼玉セントラル病院
	埼玉西ヤクルト 三芳東保育室
	イムス三芳総合病院保育室

5 ニーズ調査結果について

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

(2) 調査対象等

- 調査対象：①就学前児童保護者、②小学生児童保護者
- 標本数：①1,000世帯、②1,000世帯
- 抽出方法：①、②ともに無作為抽出
- 調査方法：①、②ともに郵送による配布・回収(郵送法)
- 調査期間：令和6年2月

(3) 回収状況

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数
就学前児童アンケート	1,000件	576件 (回収率 57.6%)	573件 (回収率 57.3%)
小学生児童アンケート	1,000件	527件 (回収率 52.7%)	522件 (回収率 52.2%)

6 第2期子ども・子育て支援施策の成果

第2期計画では、「みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち」の基本理念を掲げ、「伸ばそう子どもの育つ力」「親子ともに成長していく」「みんなで応援、子育て家庭」の3つの基本的視点をもとに、各基本目標を示して推進してきました。計画期間中には、新型コロナウイルスの流行といった社会的要因により、小・中学校の一斉休校やコミュニティの形成に必要な地域活動の停滞を余儀なくされましたが、持続可能な子ども・子育て支援施策の充実を図りました。

基本目標 1 地域で子育て支援をするために

- すべての子育て家庭のために、広報みよしでの育児関連特集や、ホームページ等において子育てに関する情報発信を行い、児童館や子育て支援センター等における子育てに関する相談や子育て世帯の交流の場の提供など、子育て家庭を地域で支え合えるネットワークづくりを推進しました。
- 「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」の活動を通じて、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな対応を実施しました。
- 子育て家庭への経済的な支援として、児童手当支給対象年齢の拡大やこども医療費の対象年齢を高校生世代(18歳を迎えた最初の3月31日まで)へ拡充を行うとともに、ひとり親家庭へのファミリー・サポート・センター利用料助成など、個々の状況に合わせた支援と相談体制の充実を図りました。
- 障がいや発達の遅れのある子どもが自分らしく健やかに成長できるよう、本人と家族を中心とした支援を行い、就学時前の養育支援や教育的ニーズに応じた就学支援など、成長に応じた切れ目のない支援と相談体制の充実を図りました。

基本目標 2 子どもと親の健康のために

- 安心して子どもを産み育てることができるよう、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問、離乳食講座等の実施など、事後指導や相談体制の充実を図りました。
- 思春期における心身の悩みに対応するため、学校カウンセリング研修会を実施し、教育相談の充実を図りました。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のために

- 「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、人権意識の向上を図りました。
- いじめや不登校等の子どもからの相談に適切に対応できるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育相談体制の充実を図りました。
- 国際化や情報技術等の進展が著しい中、国際社会への対応として英語指導助手を活用した実践的コミュニケーション能力の育成や中学生海外派遣、海外からの親善訪問団との相互交流を実施しました。また、情報化社会に対応する教育環境を整備し、積極的に ICT を活用した授業を実施するとともに、情報モラルの育成にも取り組みました。
- 保育体験や世代間交流、地域活動の充実を図り、子どもたちが心豊かに社会性をはぐくむ取組を推進しました。

基本目標 4 仕事と子育ての両立のために

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育所（園）や学童保育室等の整備、保育士の資質向上に努めるなど、保育サービスの充実を図りました。
- 保護者の就労形態や多様なニーズに応じた子育てができるよう、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図りました。

基本目標 5 子どもが安心・安全な生活ができるために

- 歩道空間の整備や段差解消、防犯灯の設置、ガードレール等の安全整備を実施し、公共施設における乳幼児連れ親子に配慮したトイレの整備など、安心して快適に外出できる環境づくりを推進しました。
- 子どもを交通事故から守るため、学校・警察・保育所（園）・地域が連携して交通安全に対する意識の啓発、高揚を図りました。
- 子どもを犯罪の被害から守るため、学校・地域・警察と連携し防犯に関する普及啓発活動を実施しました。また、不審者を想定した避難訓練や、不審者対応マニュアルの作成・見直しなど、安全教育の推進を図りました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育ては、保護者が第一義的な責任のもと、大きな愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びやいきがいを得ることができるものです。

社会のあらゆる分野における構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするというのではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てでき、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。

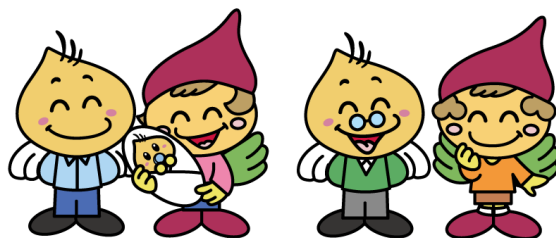
本町では、このような考え方に基づき、第1期、第2期三芳町子ども・子育て支援事業計画において「みんなで健やかに育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念として各施策を展開してきました。

第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画では、第1期、第2期における理念を継承しつつ、三芳町第6次総合計画の施策の方向性をふまえ、基本理念を「安心して子育てできるまち 三芳 ～ みんなで健やかに育てよう、元気な笑顔の子どもたち ～」として、必要な支援が適切かつ十分に提供されるよう、子ども・子育て支援の各施策を推進します。

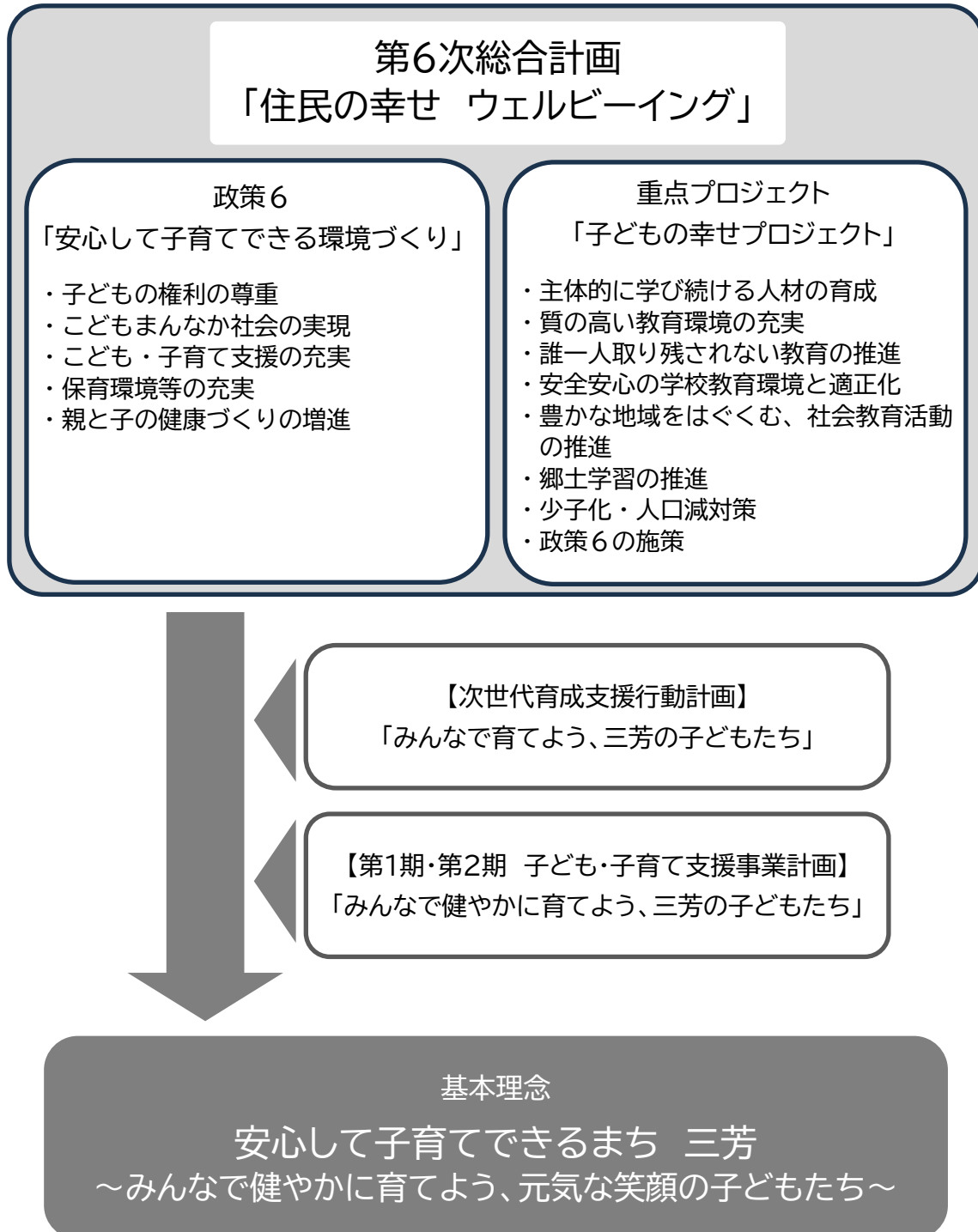
基本理念

安心して子育てできるまち 三芳

～ みんなで健やかに育てよう、元気な笑顔の子どもたち ～



■基本理念全体像



2 基本的視点

計画推進において重視すべき視点は以下のとおりです。

視点1 子どもは尊重され、育つ力が伸びていく

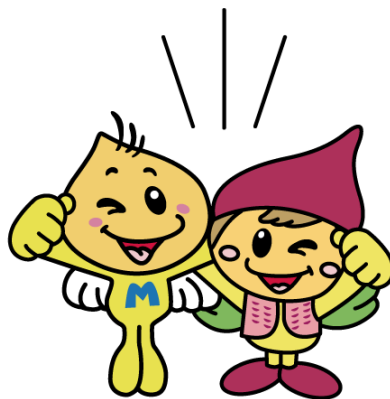
「子ども」とは心身の発達の過程にある存在であり、身体上の成長だけでなく、人間性や社会性の基礎が形成される大切な時期です。すべての子どもは、個人として尊重され、基本的人権が保障されます。「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」の趣旨をふまえ、子どもの意見を反映するための措置を講じるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境を優先的課題として施策の展開を図ります。

視点2 子育ての喜びが実感でき、親子がともに成長していく

子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するとの認識のもとに、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感しながら親子がともに成長できる環境づくりに取り組みます。

視点3 地域で子どもを愛し、子育て家庭を応援していく

すべての子どもは、愛され、大切に育てられることで、健やかな成長が図られます。しかし、子育てに不安や負担を感じる家庭は少なくありません。そのため、地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てをする環境づくりに取り組みます。



3 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標１ 「こどもまんなか社会」の実現のために

「こどもまんなか社会」を実現するために、関係機関・団体等との連携を強化しながら、教育の充実と家庭や地域の教育力の向上を図ります。

- (１) 子どもの権利の尊重
- (２) 子育てに関する理解と社会性の向上
- (３) 教育環境の充実
- (４) 家庭の教育力の向上
- (５) 地域活動の充実

基本目標２ 子どもが安全・安心に生活できるために

子どもを取り巻く有害環境への対策、地域の道路交通環境及び公共施設等の整備など、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (１) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- (２) 安心して子育てができる生活環境の整備
- (３) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (４) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標3 地域で子育て支援をするために

すべての子育て家庭のために、相談や交流の場の提供など、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進します。

また、誰一人取り残されないように、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

- (1) 子育て相談・情報提供の体制の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子育て家庭への経済的な支援
- (5) 児童虐待防止対策の充実
- (6) ひとり親家庭等への支援の充実
- (7) 障がい児や発達の違いのある子どもへの支援の充実

基本目標4 子どもと親の健康のために

妊娠・出産・子育て（育児）期において親子ともに心や体の健康を維持し、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現をめざします。

- (1) 子どもや親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

基本目標5 仕事と子育ての両立のために

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業の充実を図るとともに、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。

- (1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援
- (2) 多様な働き方を選択できる環境の整備
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

4 施策体系

基本理念を実現するため、体系的に各施策を実施します。

基本理念	基本目標	主要施策
安心して子育てできるまち 三芳	<u>基本目標1</u> 「こどもまんなか社会」の実現のために	(1) 子どもの権利の尊重 (2) 子育てに関する理解と社会性の向上 (3) 教育環境の充実 (4) 家庭の教育力の向上 (5) 地域活動の充実
	<u>基本目標2</u> 子どもが安全・安心に生活するために	(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (2) 安心して子育てができる生活環境の整備 (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	<u>基本目標3</u> 地域で子育て支援をするために	(1) 子育て相談・情報提供の体制の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子育て家庭への経済的な支援 (5) 児童虐待防止対策の充実 (6) ひとり親家庭等への支援の充実 (7) 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実
	<u>基本目標4</u> 子どもと親の健康のために	(1) 子どもや親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	<u>基本目標5</u> 仕事と子育ての両立のために	(1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援 (2) 多様な働き方を選択できる環境の整備 (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 「こどもまんなか社会」の実現のために

1 子どもの権利の尊重

「こども基本法」に基づき、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、実効性のある「市町村こども計画」を策定します。

「子どもの権利に関する条例」の理念のもと、子どもの権利を保障し、子どもが自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）を推進します。

また、子どもや家庭からの相談に適切に対応できる相談体制を拡充します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
1	市町村こども計画と日本型子どもにやさしいまちづくり事業の推進	「こども基本法」に規定する「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案しつつ、「市町村こども計画」を策定し、計画を実行する。また、「子どもの権利に関する条例」の理念を実現するために、日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）に取り組む。 ● 市町村こども計画の策定と評価 ● CFCI の推進	全課※ こども支援課
2	子どもの権利の普及と啓発	子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、「子どもの権利に関する条例」の普及と啓発を推進する。 ● 子どもの権利に関する普及・啓発 ● 推進週間・月間における広報活動 ● 人権啓発活動	全課 こども支援課 総務課 学校教育課 教育センター 社会教育課

※全課…全課で取り組むべきもの。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
3	三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会の実施	要保護児童の早期発見やその適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、こども家庭センターを中心とした一元的な指揮系統のもと、関係機関等が情報を共有し、連携しながら的確な対応を図る。また、協議会において、関係機関等と調整を図りながら個別支援の内容等を検討し、進行管理を行う。 ● 代表者や実務者との地域ネットワークの形成 ● 個別ケースへの対応・支援	こども支援課 総務課 福祉課 学校教育課 教育センター 社会教育課
4	いじめ・不登校への対応	いじめ・不登校対策については、学校・家庭・地域等との連携を密にし、一体となって児童生徒の健全育成を図る。また、心理テストを実施・活用し、心の健康観察の導入を図る。校内の生徒指導、教育相談体制の充実を図り、組織的、計画的、継続的な指導を行う。 ● 「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組 ● 校内教育支援室の運営 ● 不登校対策検討推進委員会での研究 ● 心理テストの実施・活用 ● 心の健康観察の導入	学校教育課 教育センター

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
5	教育相談の連携体制強化	専門相談員を核に、各校相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の連携体制を構築する。 また、校内教育支援室の設置や、教育相談室への専門相談員の配置等を通じて、誰一人取り残されない教育を推進する。 ● 教育相談室の機能の充実 ● 小・中学校への教育支援員の配置 ● 中学校へのさわやか相談員、スクールカウンセラーの配置 ● 教育相談室・教育支援室の相談員による相談活動 ● 教育支援室指導員による相談及び学校訪問 ● 教育相談連絡協議会での情報交換・心理士による相談	教育センター
6	家庭児童相談（こども家庭なんでも相談）の充実	家庭における適切な児童の養育と、児童が抱える問題の解決を図るため、相談及び専門機関との連携を図る。 ● 相談体制の充実	こども支援課

2 子育てに関する理解と社会性の向上

保育所（園）、児童館、公民館等での乳幼児とのふれあい体験や高齢者との世代間交流等を通じて、家庭の大切さを理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任をもって行動できる社会性をはぐくむための取組を推進します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
7	中学生の保育体験	町立中学校において保育所（園）等での職業体験活動を通じて、命の大切さや尊さを理解する。 ● 保育所（園）等での保育体験	学校教育課
8	命の教育講座の実施	小・中学校において、医師・助産師等による講演会を実施し、命のつながりを知る。 ● 命の大切さやつながりを知る教育の実施	学校教育課
9	世代間交流の推進	子どもたちと高齢者との交流を図り、世代間交流を深め、互いの視点や価値観を理解し尊重することで、調和のとれた社会の構築につなげる。 ● 子どもと高齢者の交流会	こども支援課 学校教育課 公民館
10	職場体験学習の実施	中学生に保育所（園）、図書館、体育館等での職場体験の場を提供し、「働くこと」を通して社会とのつながりや「働くこと」への意欲を育て、自分の将来について考えるきっかけとなるよう職場体験学習を実施する。 ● 職場体験学習の実施	学校教育課

3 教育環境の充実

変化の激しい予測困難な社会を生きるために、主体的に学び続ける力・豊かな人間性・健やかな体をバランスよくはぐくむとともに、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて一人ひとりの多様な才能や能力を活かす教育を推進します。

また、子どもが抱える課題の解決に向けて、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、すべての子どもの可能性を引き出すような学びを推進します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
11	グローバル化に対応できる人材育成	小・中学校への英語指導助手（ALT）の配置等を通して英語教育、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際交流を通じて、国際感覚をはぐくむ。 ● 国際理解教育の推進 ● グローバルアクションの推進 ● 国際交流の実施	学校教育課 教育センター
12	日本語指導支援の充実	日本語を母国語としない児童生徒に対し、各小・中学校にて日本語や生活習慣の違い等の指導を進める。日本語指導ボランティアに協力を依頼し、学校とともに日本語指導・支援を行う。 ● 学習支援の充実	教育センター 社会教育課 公民館
13	情報化社会への対応	情報モラルとあわせて、デジタル・シティズンシップ教育を推進し、社会の一員として必要な能力を身につける学習に取り組む。また、ICTを日常的に活用する授業づくりを実施する。 ● デジタル・シティズンシップ教育の推進 ● タブレットを活用した学習の推進	学校教育課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
14	環境教育の実践	各小・中学校で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、相互の関連を図った全体計画を見直し、学校の教育活動全体を通して、環境教育の実践的な学習に取り組む。また、家庭と連携して、環境に配慮した持続可能な社会を考える。 ● エコライフ DAY の取組 ● 環境センターでの環境学習 ● SDGs の推進	政策推進室 環境課 学校教育課
15	誰一人取り残されない教育の推進	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な教育的支援を行う。 ● 校内就学支援体制の整備 ● 校内教育支援室「すてら」の学校設置・運営 ● 特別支援アドバイザーの学校訪問	学校教育課 教育センター
16	幼・保・小・中学校が一体となった教育の推進	「小1 プロブレム」の解消のために、幼・保・小の連携を強化し、対策を進める。また、小・中学校が連携した教育を推進し、小・中学校の滑らかな接続を実施する。 ● 幼・保・小・中学校連絡協議会の開催 ● 幼児の小学校行事参加・学校見学	教育センター
17	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室の実施	子どもの健康の維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催する。 大崎オーソル埼玉との連携を強化し、全小学校へハンドボールの訪問授業を実施する。 ● ハンドボール教室の実施 ● スポーツ協会実施事業への参加促進 ● ニュースポーツ大会・教室の実施	文化・スポーツ推進課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
18	心の教育の推進	生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心、道徳的な判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養うため、学校の全教育活動を通じて道徳教育の指導の充実を図る。 ● 道徳教育推進講師を中心とした校内指導体制の充実 ● 体験活動や実践活動の充実 ● 家庭・地域社会との相互連携 ● 三芳町道徳研究員による研究	学校教育課 教育センター
19	学校図書館整備	児童生徒が積極的に学校図書館を利用し読書活動に取り組めるよう、司書教諭を中心に計画的に図書購入及び環境整備を行い、学校図書館の充実に努める。 ● 学校図書館司書の配置 ● 学校図書館教育推進委員会、司書連絡会の開催	学校教育課
20	芸術文化鑑賞活動の推進	芸術文化のまちづくり条例の基本理念に基づき、町内の小・中学校を対象に音楽や演劇等の芸術文化を鑑賞する機会をつくる。 ● 小学校アウトリーチの実施 ● 中学生芸術鑑賞会の実施 ● プロのアーティストによる体験型コンサート・芸術鑑賞公演の実施	文化・スポーツ推進課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
21	子どもの読書活動の推進	「三芳町子ども読書活動推進計画」に準じ、「読み聞かせ」や「ストーリーテリング」、「ブックトーク(本の紹介)」等で、子どもに本や物語の魅力を伝え質の高い読書へと導く取組を図書館内外で推進する。 学校等との連携、地域ボランティアの養成と活用、親への啓発（家庭へのアプローチ）を実施し、広く恒常的に推進できるよう環境整備に努める。 ● 図書館子ども読書動機づけ事業 ● 町立図書館司書の学校ブックトーク授業訪問 ● 読書ボランティア養成講座 ● 町内ボランティア学習会、子どもの読書関連行事への協力（講師、協力者派遣等）	図書館
22	体験学習の推進	福祉や環境問題等について、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や校外学習を実施する。 ● ボランティア活動の推進 ● 体験学習・交流活動の積極的な実施	学校教育課 教育センター

4 家庭の教育力の向上

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や豊かな情操など、教育の原点です。周囲のつながりや協力を得ながら、親子がともに育ち合う「共育の場」となるよう、家庭の教育力の向上に努めます。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
23	子育て講座・教室の開催	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を開催する。 ● 子育て講座・教室の実施	こども支援課
24	親子のふれあい・交流の実施	親子の愛着形成を促すため、ふれあい講座等を実施する。また、育児への不安や孤独感を解消するため、乳幼児親子が自由に参加でき、保護者間の情報共有が可能な子育てサロン等を実施する。 ● 子育てフリースクエア ● 子育てスタジオ活用事業 ● 親子交流の場「広場」の実施	こども支援課 公民館
25	家庭教育学級・親の学習講座の実施	家庭教育宣言の趣旨に基づき、家庭・学校・地域と連携した家庭教育事業の推進や支援を実施する。 ● 家庭教育学級・親の学習講座	社会教育課
26	母子健康教育の実施	妊娠から出産、その後の育児に安心して取り組めるよう、妊娠から出産・育児、栄養等の健康教育を行う。 ● 両親学級等 ● 育児学級	こども支援課

5 地域活動の充実

公共施設等を有効活用し、子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場づくり」を推進するとともに、ボランティア体験、職業体験など、地域活動の機会を充実します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
27	地域での子どもの参画活動の促進	地域の子ども同士や子どもと大人たちの交流が図れるよう、各種団体の活動に対して積極的な支援を行う。また、ジュニアボランティアリーダー野外活動研修会等の研修事業を実施する。 ● 子どもフェスティバル ● 子ども大学 ● 子どもモルック大会 ● ジュニアボランティアリーダー野外活動研修会	社会教育課 公民館
28	青少年団体の育成	子ども会育成会連絡協議会等や青少年相談員協議会、ボーイスカウト三芳団等の青少年健全育成の推進を目的とした活動全体に対して助成を行う。 ● 青少年団体への活動助成	社会教育課
29	青少年の主張大会の開催	青少年教育及び青少年に対する理解と認識を深めるために青少年の主張大会を開催する。 ● 青少年の主張大会の開催	社会教育課
30	学校開放の推進	子どもの地域スポーツ活動の場として、校庭、体育館など、学校体育施設の開放を進める。 ● 学校開放の実施	文化・スポーツ推進課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
31	児童館における児童健全育成の推進	児童館において、子どもたちの成長に大切な遊びを異年齢児童の中で幅広く体験し、地域や年齢の差を越えて人の関わりを学び、心と体の健全な発達を促す。また、さまざまな行事に参加することにより、子どもたちが興味関心を広げ、チャレンジする心と根気を育てる。 子どもが意見を述べる場、自己実現の場となるよう、児童向け実行委員会をその都度立ち上げ、行事の企画立案、実施に子どもたちが自ら携わることで、達成感と感動が得られるように努める。 ● 児童館での各種教室の実施 ● 児童館クラブ活動の支援	こども支援課
32	地域と連携した学習支援と居場所づくりの実施	関係機関と協力しながら、学習活動支援をはじめとして居場所を確保する等の支援をする。 ● 子ども学習広場と多文化若者広場の支援 ● 中高生の居場所づくり	社会教育課 公民館
33	自然体験活動の推進	自然体験活動を通じて、持続可能な社会について理解を深め、子どもたちの生きる力をはぐくむ。 ● 自然体験教室の実施	環境課
34	資料館活動の推進	子どもの探求心をはぐくみ、地域の歴史や文化に関心を持つきっかけとなる、さまざまな体験活動を実施する。 ● 土曜体験教室 ● ジュニア三富塾	文化財保護課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
35	地域連携による放課後の居場所づくり	地域の連携・協力のもと、安全・安心な放課後の子どもたちの居場所を確保し、子どもの体験活動の機会を提供することで、子どもたちが心豊かに、健やかに過ごせる環境づくりを推進する。 ● 放課後の居場所づくりの推進	社会教育課 公民館

基本目標２ 子どもが安全・安心に生活するために

１ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子ども自身が有害情報等に巻き込まれない力を身につけることができるよう、メディアリテラシーの観点から、家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進に努めるとともに、デジタルツールを用いて責任ある行動がとれるよう、デジタル・シティズンシップ教育を進めます。また、学校・警察・地域と連携して青少年非行防止パトロールをはじめとする青少年健全育成活動を促進します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
36	非行防止活動等ネットワークづくり	青少年育成推進員を主軸に各行政連絡区・学校関係者・警察・少年指導員と連携し、青少年非行防止パトロール等を実施する。 ● 青少年非行防止パトロール	社会教育課
37	健全育成に関する審議	三芳町青少年問題協議会において、審議事案が発生した場合、健全育成に関する審議、各団体間の連絡調整を行う。 ● 事案発生時の審議	社会教育課
38	健全育成対策の充実	非行防止啓発活動、文化・スポーツ等を通じたコミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成事業を推進する。また、児童買春・ポルノなど、子どもの権利を侵害するさまざまな事案を防止するための普及啓発活動を実施する。 ● 青少年活動指導者の育成 ● 青少年健全育成条例等普及啓発活動	社会教育課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
39	青少年育成推進員活動 への支援	青少年育成埼玉県民会議長から委嘱された青少年育成推進団体によるさまざまな活動を支援する。また、学校訪問等により青少年を見守り育てる活動を実施する。 ● 非行防止パトロール	社会教育課
40	情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育の推進	家庭や学校で情報教育と合わせて情報の活用の仕方を学ぶ教育を推進する。また、メディア依存の弊害についての啓発、情報モラル教育やデジタル・シティズンシップ教育を推進する。 ● 情報モラル教育 ● デジタル・シティズンシップ教育の推進	学校教育課

2 安心して子育てができる生活環境の整備

道路や公園、交通機関、公共施設など、子どもをはじめ誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。

安全な遊具の設置、子どもにとって魅力ある公園や緑地の整備を行い、子どもが仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性をはぐくむ場所の充実を図ります。

また、子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
41	安全で快適な道路環境の整備	高齢者、身体障がい者など、すべての歩行者が安全に安心して歩行ができるよう、歩道空間の整備や段差解消、ガードレール等の安全整備等を行う。 都市計画マスタープランに位置づけている都市計画道路整備を推進し、安全・安心な道路整備を進めていく。 ● 快適な道路環境の維持・保全 ● 都市計画道路の整備	道路交通課 都市計画課
42	公共施設のバリアフリー化（「赤ちゃんの駅」整備）	乳幼児等と一緒に外出しやすい環境づくりのため、公共施設建設時や施設改修を行う際には、乳幼児連れ親子等の地域参加に配慮した環境整備を行う。 ● 多目的トイレの設置 ● オムツ替えシートの設置 ● 授乳室の設置	施設整備担当課
43	子どもの遊び場の環境整備	子どもが安全・安心して利用できるよう、遊具の安全点検や枯損木伐採を実施し、公園等の遊び場を整備する。 ● 遊具の安全点検	都市計画課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
44	住環境の整備	立地適正化計画のまちづくりの方針に基づき、都市機能の維持及び居住の誘導を図り、人口減少に対応した持続可能なスマートでコンパクトなまちづくりと快適な住環境の創出に努める。 ● 立地適正化計画に基づくまちづくり	都市計画課
45	防犯体制の強化	安全・安心な生活ができるよう、犯罪を未然に防止するため、防犯灯を設置し管理する。また、防犯カメラの設置について、「三芳町防犯カメラの設置と利用に関するガイドライン」に基づき、必要に応じ整備を行う。 ● 防犯灯の設置 ● 防犯カメラの整備	道路交通課 自治安心課
46	マタニティマークの普及啓発	妊産婦への配慮を示しやすくなるよう制定されたマタニティマークについて、妊娠届出等の機会を通じ配布を行い、啓発を行う。 ● マタニティマークの普及啓発	こども支援課

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察・保育所（園）・学校等が連携・協力する体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に実施します。また、学校や都市安全グループと連携して安全安心マップを作成・配布し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
47	子どもの交通安全対策	学校・警察・交通指導員・都市安全グループと連携し、子どもの交通安全の意識及び能力の向上を図る。 ● 各小学校、保育所（園）等での交通安全教室の実施 ● 交通指導員の立哨指導・研修 ● 安全安心マップの作成・更新・活用	自治安心課 こども支援課 学校教育課
48	交通安全の啓発	関係機関、交通安全団体や行政連絡区と連携し、交通安全意識の高揚及び交通事故の抑止に努める。 ● 各種交通安全教室の開催 ● 交通安全街頭啓発活動 ● ホームページへの掲載	自治安心課

4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域において、保護者等の学校関係者やボランティア等の関係団体に対し、地域安全情報メールや子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報の提供、共有化に取り組みます。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
49	防犯関係機関、団体との情報共有	警察や行政連絡区・学校・地域防犯推進委員等との情報共有を図る。 ● 犯罪・不審者情報の提供	自治安心課
50	安全教育の促進	学校や家庭・地域の実態に即した安全教育の指導計画を作成し、教育活動全体を通じて継続的、組織的な指導に取り組む。スクールガードがパトロール活動を行い、学校・保護者・地域が一体となり、関係機関と連携を図りながら安全教育を行う。 ● 小・中学校で不審者を想定した子ども対象の避難訓練の実施 ● 情報提供、注意喚起の実施	学校教育課
51	東入間防犯・暴力排除推進協議会との連携	東入間防犯・暴力排除推進協議会と連携し、防犯に関する活動を推進する。 ● 東入間防犯・暴力排除推進大会 ● 防犯啓発リーフレット等作成・配布 ● 東入間防犯・暴力排除年末街頭キャンペーン	自治安心課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
52	防犯に関する普及啓発活動の実施	警察と関係機関及びボランティアが連携して、犯罪のない明るい社会の実現をめざして防犯に関し普及啓発活動を行う。 ● 青色防犯パトロール講習会の開催と車両の運行 ● 安全安心マップの活用 ● 地域防犯活動(パトロール等)への支援 ● 広報みよし、ホームページ、SNS、看板・のぼり等による防犯啓発	自治安心課
53	児童生徒の安全管理	児童生徒の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルの作成・見直しを行い、教職員、児童生徒に周知することにより、児童生徒が安全に生活できる学校環境の整備を図る。 保育所(園)、学童保育室、児童館等において防犯情報の提供を行うとともに、危機管理マニュアルによる危機管理体制を確立し、職員の安全管理に対する意識向上を図る。 ● 不審者対応マニュアルの作成・見直し ● 危機管理マニュアルによる危機管理体制確立	学校教育課 こども支援課
54	子ども 110 番の家設置推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども 110 番の家」の設置を町内の小・中学校、PTA、広報等を通じて協力依頼し、設置件数の増加を推進する。また、もしものときの対応に備え、緊急マニュアルを設置者に提供する。 ● 子ども 110 番の家の設置	社会教育課

基本目標3 地域で子育て支援をするために

1 子育て相談・情報提供の体制の充実

こども家庭センターを中心として、妊娠期から子育て期にわたるまでさまざまなニーズに対し関係機関が連携しサービスを提供します。また、専門職による相談体制の充実を図るとともに、それぞれの生活背景に応じた支援に努めます。

子育て世帯だけでなくその周囲で支援している人も対象とし、子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページや情報誌等の充実を図ります。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
55	子育て情報の提供	広報・情報誌、ホームページ等で子育てに関する各種情報を提供する。 ● 広報紙に子育て情報を掲載 ● ホームページの活用 ● 子育て支援のページの運用 ● SNS の活用 ● 子育てガイドブックの発行	全課 秘書広報室 こども支援課
6 再掲	家庭児童相談（こども家庭なんでも相談）の充実	家庭における適切な児童の養育と、児童が抱える問題の解決を図るため、相談及び専門機関との連携を図る。 ● 相談体制の充実	こども支援課
56	子育て相談	育児の悩み相談に応じ、関係機関とも連携し、対応する。 ● 相談体制の充実	こども支援課
57	育児相談	0歳から就学前児童を対象に、身体測定及び、保健師・管理栄養士による個別育児相談事業を実施する。また、事業以外にも、個々に対応する。 ● 育児相談と育児計測の実施	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
58	発育・発達相談	発育・発達についてフォローの必要な子どもに対して、専門的な個別相談を実施する。また、小児科医師との連携により早期療育等への支援を行う。 ● 相談体制の充実 ● みどり学園相談事業 ● 学校教育との連携	こども支援課 福祉課 教育センター
59	女性相談	女性からのさまざまな相談に対応する。 ● 相談体制の充実	総務課
60	子育てに関する総合支援窓口	子育て期に必要な支援・手当等の情報提供、ニーズに即した対応を行う。 ● 相談体制の充実 ● 的確な情報提供	こども支援課
61	精神保健福祉に関する事業の充実	こころの健康問題や精神疾患への対応等について「精神保健福祉相談」を行う。また、家庭や地域におけるこころの健康問題の早期対応や理解を深めるため、「こころの健康講座」を開催する。 ● 相談体制の充実 ● こころの健康講座の開催	福祉課

2 地域における子育て支援サービスの充実

さまざまな子育て支援サービスの充実を図り、子育て支援センターでの相談・交流事業等の充実、保育所（園）等施設が多機能化、学童保育室や児童館の充実など、身近な地域での子育て支援を充実します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
62	子育て支援センター機能の充実	子育て家庭を総合的に支援するために、子育て支援センターの機能を充実する。 ● 相談体制の充実 ● 子育て講座の充実 ● 子育てグループの支援	こども支援課
63	身近な施設の連携・見守り・相談	保育所（園）・学童保育室・児童館等が連携し、児童生徒の見守りや健全な育成に寄与する。 ● 関連施設との情報共有 ● 相談体制の充実	こども支援課
64	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を行う。 ● こども誰でも通園制度の実施	こども支援課
65	児童館における乳幼児親子支援	乳幼児のいる親子が、安心して楽しく遊べる場所としての役割を充実させるとともに、集団遊びの場をもうけることにより親同士の交流や子育てにおける情報交換の機会を提供する。 ● 乳幼児親子向け行事の充実	こども支援課
66	みどり学園（療育施設）の機能充実	通所型児童発達支援事業所として、療育環境及びその機能を充実する。 ● 関係機関との連携 ● 相談体制の充実	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
67	町主催事業における託児サービス	乳幼児のいる親が、各種講座など、町の主催する事業へ参加できるよう、主催場所において、一時保育等の託児サービスを実施する。 ● 託児サービスの実施	全課
68	図書館における児童図書蔵書の充実	乳幼児や保護者の誰もが平等に優れた本と出会うことができ、親子で本を読みあう喜びを味わえる環境を整備するために、児童図書（絵本、物語、知識の本）の蔵書を充実させる。 ● 児童図書の充実	図書館
69	乳幼児対象のおはなし会等の充実	乳幼児対象のおはなし会（絵本、紙芝居、わらべうた、推薦図書の紹介）を開催し、他の参加者と交流しながら親子が一緒に本やお話を楽しめる時間を提供する。 ● おはなし会等の実施	図書館 公民館
70	ブックスタート	4か月健診後に、中央図書館で図書館スタッフが親子1組ずつに読み聞かせをし、絵本1冊と図書館推薦絵本リストを贈呈。絵本を介して親子で心豊かな時間を持つことを推奨する。 ● ブックスタート事業の実施	図書館
71	ブックスタート・プラス	2歳児歯科健診後に、中央図書館で図書館スタッフが親子1組ずつに読み聞かせをし、絵本1冊と図書館推薦絵本リストを贈呈。絵本を介して親子で心豊かな時間を持つことを推奨する。 ● ブックスタート・プラス事業の実施	図書館

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
72	子育てフリースクエア	子育て中の親が、育児の悩みを相談したり、個々の出会いを地域ネットワークへとつなげる目的で実施する。育児不安等が深刻化する前に、対処できる場としても活用していく。 ● 子育てフリースクエアの実施	公民館
73	「パパママ応援ショップ」利用啓発	埼玉県が実施する「パパママ応援ショップ」について周知する。 ● パパママ応援ショップの周知	こども支援課
74	産後ケア事業の充実	乳児と母親の心と体の健康をサポートするため、さまざまな支援を提供する。 ● 産後ケア事業の充実	こども支援課
75	養育支援訪問事業の実施	養育支援が必要な家庭に対して、専門職が訪問し、養育に関する指導や助言を行い、子育てに対する不安感の軽減を図る。 ● 育児相談・指導等の実施	こども支援課
76	子育て世帯訪問事業の実施	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える。 ● 相談体制の充実	こども支援課
77	保育施設等の充実	藤久保地域拠点施設整備等事業に伴い、学童保育室、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、児童館の環境整備を図る。 ● 保育施設等の環境整備	こども支援課

3 子育て支援のネットワークづくり

地域での子育て支援事業を推進するため、子育てネットワークづくりや、子育てグループへの支援に努めます。また、多様な子育てニーズに対応するため、住民同士が相互に助け合い子育てを支え合う、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
78	子育てネットワークづくり	子育て支援センターや身近な児童館、保育所（園）等を利用して活動する子育てグループの育成支援やそのネットワークづくりに努める。 ● 子育てグループの育成と支援 ● 保護者等のニーズに合わせた園庭開放 ● 関係部局による共同事業開催	こども支援課
72 再掲	子育てフリースクエア	子育て中の親が、育児の悩みを相談したり、個々の出会いを地域ネットワークへとつなげる目的で実施する。育児不安等が深刻化する前に、対処できる場としても活用していく。 ● 子育てフリースクエアの実施	公民館
79	ファミリー・サポート・センターの利用促進	相互援助活動による子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を強化推進する。 ● 会員研修及び相互交流 ● 広報及び利用の促進	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
80	子どもの読書活動支援 ボランティアの養成	子どもの読書環境整備の一環として、子どもの本に関する知識や手渡す技術を備えた地域ボランティアを養成し、情報提供・研修会開催等でその活動を恒常的に支援する。 ● 子どもの本の講座 ～読み聞かせの本の選び方・読み方～の開催 ● 読書ボランティア研修会 ● 住民主催、小学校主催の読書ボランティア研修会への図書館司書派遣	図書館
81	子どもの読書活動支援 ボランティアの紹介	町ぐるみで子どもの読書活動を応援するために、図書館・学校・保育所(園)、その他子どもに関する施設や部署、民間施設(幼稚園等)の読書イベント等に読書ボランティアを紹介する。 ● 読書ボランティアの紹介	図書館

4 子育て家庭への経済的な支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本町では、児童手当の支給をはじめ保育料の軽減、幼稚園就園や小・中学校就学にあたっての援助など、経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をします。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
82	児童手当支給	家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質向上を目的として、所得制限なく高校生年代（18歳の誕生日を迎えた最初の3月31日まで）の子どもを養育している保護者に対して手当を支給する。 ● 児童手当の支給	こども支援課
83	こども医療費の助成	0歳から高校生年代（18歳の誕生日を迎えた最初の3月31日まで）までの子どもの医療費の一部を助成し、子育て家庭への経済的支援及び子どもの健康と福祉の増進を図る。 ● こども医療費の助成	こども支援課
84	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費等の支給など、就学奨励事業を行う。 ● 特別支援教育就学奨励費の補助	学校教育課
85	就学援助制度	経済的理由により就学が困難と認められる家庭に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の費用の一部を援助する。 ● 就学援助の実施	学校教育課
86	家庭保育室保育料軽減費	家庭保育室を利用する保護者の負担を軽減するため、保護者が負担する基本保育料の一部を町が負担する。 ● 家庭保育室の利用補助	こども支援課

5 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、母子保健活動における相談業務をはじめ、学校、保育所（園）等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点をもつことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

また、「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」において、子どもへの虐待の予防や早期発見、また、長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
3 再掲	三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会の実施	要保護児童の早期発見やその適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、こども家庭センターを中心とした一元的な指揮系統のもと、関係機関等が情報を共有し、連携しながら的確な対応を図る。また、協議会において、関係機関等と調整を図りながら個別支援の内容等を検討し、進行管理を行う。 ● 代表者や実務者との地域ネットワークの形成 ● 個別ケースへの対応・支援	こども支援課 総務課 福祉課 学校教育課 教育センター 社会教育課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
87	虐待予防と相談体制の充実	虐待防止のための啓発活動を行うとともに、あらゆる機会において児童虐待の早期発見に努め、課題のある家庭への関係機関と連携した支援を行う。 児童虐待が疑われる通報等を受けた際は、緊急受理会議を開き 48 時間以内に子どもの安否確認を行うため児童相談所等と連携し家庭訪問等をする。 ● 相談体制の充実 ● 虐待予防の実施 ● 地域との連携強化 ● SOS カード等の配布・普及 ● 児童虐待防止推進シンボルのオレンジリボンキャンペーンの推進	こども支援課 総務課 福祉課 学校教育課 教育センター 社会教育課
88	関係機関と連携した児童保護の充実	里親制度と養護施設の利用については児童相談所、母子生活支援施設の入所については県福祉事務所と連携・調整を図り適切な対応に努める。 ● 児童保護の充実	こども支援課
89	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後 4 か月までの乳児全世帯を対象に、保健師・助産師による訪問を実施し、育児上必要な情報を提供するとともに、産後ケア事業の活用を図るなど、継続した支援を実施する。 なお、訪問が困難な場合は面接を実施するなど、柔軟な対応を行う。 ● 乳児家庭への全戸訪問	こども支援課

6 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など、広い分野にわたる相談に適切に対応できる体制を強化し、多様な支援施策や社会資源等の情報を的確に提供できるよう、関係部署・機関・団体等と連携し相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就業支援の充実を図ります。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
90	ひとり親家庭等医療費助成	母子及び父子家庭、親がいないために代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭に、医療費の一部を助成して、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。 ● ひとり親家庭等への医療費助成	こども支援課
91	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭等の育児負担の軽減と就労支援のために、ファミリー・サポート・センターの利用料金の半額を補助する。 ● ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成	こども支援課
92	母子及び寡婦・父子福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦または父子の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため必要な資金の貸付の手続きを行う。 ● ひとり親家庭等への経済的支援	こども支援課
85 再掲	就学援助制度	経済的理由により就学が困難と認められる家庭に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の費用の一部を援助する。 ● 就学援助の実施	学校教育課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
93	ひとり親家庭相談体制の充実	ひとり親家庭の悩みを解決しながら自信をもって育児をし、子どもが健やかに成長するよう、教育・福祉・保健の関係機関が連携して相談体制を充実する。また、県福祉事務所との連携で、母子父子自立支援員による相談を実施する。 ● 相談体制の充実 ● ひとり親家庭情報交換会 ● ひとり親家庭学習支援	こども支援課
94	児童扶養手当支給	父母の離婚、父または母の死亡等によって父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する。 ● 児童扶養手当の支給	こども支援課

7 障がい児や発達遅れのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが自分らしく健やかに成長できるように、本人・家族に寄り添った支援を行い、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を充実します。

また、障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な療育を行います。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
95	障がい児の福祉サービス利用に関する相談事業の実施	障がいを持つ子どもの家族から福祉サービスの利用に関する相談を受け関係機関と連携を図りながらサービスの利用調整を行う。 ● 相談体制の充実	福祉課
96	レスパイト事業の実施	生活サポート事業、地域生活支援事業の日中一時支援事業、障害者総合支援法の短期入所事業等の各種制度を状況に応じて提供する。 ● レスパイト事業の実施	福祉課
97	重度心身障害者医療費支給制度	心身に重度の障がいのある児童に医療費の一部を支給して、重度心身障がい児の福祉の増進を図る。 ● 重度心身障害者医療費の支給	福祉課
98	特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいのある児童を家庭において養育している方に、特別児童扶養手当を支給する。 ● 特別児童扶養手当の支給	福祉課
99	在宅重度心身障害者手当	在宅の重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として、在宅重度心身障害者手当を支給する。 ● 在宅重度心身障害者手当の支給	福祉課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
100	心身障害児通園奨励費 の支給	日常生活に必要な知識等を身につけるため、通園または通学している心身障がい児の保護者に心身障害児通園奨励費を支給する。 ● 心身障害児通園奨励費の支給	福祉課
101	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする 20 歳未満で、一定の条件に該当する障がい児に障害児福祉手当を支給する。 ● 障害児福祉手当の支給	福祉課
58 再掲	発育・発達相談	発育・発達についてフォローの必要な子どもに対して、専門的な個別相談を実施する。また、小児科医師との連携により早期療育等への支援を行う。 ● 相談体制の充実 ● みどり学園相談事業 ● 学校教育との連携	こども支援課 福祉課 教育センター
102	三芳町地域自立支援協議会障がい児支援検討部会の実施	障がい児に関する課題を整理し、健全な発育のために必要な環境整備や支援策を検討し、自立支援協議会、福祉計画策定審議会に提言する。 ● 地域自立支援協議会障がい児支援検討部会による提言	福祉課
103	発達特性のある児童の受け入れ	保育所(園)及び学童保育室の利用を希望する発達特性のある児童の受け入れを、加配職員配置等により推進するとともに、職員研修の実施により、発達特性に対する理解を深め資質向上を図る。 また、保育所(園)においては、みどり学園と地域の保育所(園)等での交流保育を定期的に図り、児童の健全な成長を促進する。 ● インクルーシブ保育の実施	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
104	みどり学園通所訓練指導等の推進	集団生活の中で基本的生活習慣の確立をめざす。また児童への訓練、指導を行うとともに、保護者との相談等を通じ、家庭への支援につなげる。 ● 相談体制の充実 ● 通所訓練指導の充実	こども支援課
105	就学支援・相談	障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う。 ● 相談体制の充実	教育センター

基本目標4 子どもと親の健康のために

1 子どもや親の健康の確保

すべての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うため、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図ります。

また、妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスをさらに充実させ、育児や子どもの発達に関するさまざまな不安や問題を早期に発見し、継続した支援をより一層推進します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
89 再掲	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月までの乳児全世帯を対象に、保健師・助産師による訪問を実施し、育児上必要な情報を提供するとともに、産後ケア事業の活用を図るなど、継続した支援を実施する。 なお、訪問が困難な場合は面接を実施するなど、柔軟な対応を行う。 ● 乳児家庭への全戸訪問	こども支援課
106	乳幼児健康診査	乳幼児健診を実施し、疾病の早期発見と親子の育児支援を実施する。なお、未受診の子どもについて、訪問等によりフォローを行う。 ● 乳幼児健康診査の実施	こども支援課
26 再掲	母子健康教育の実施	妊娠から出産、その後の育児に安心して取り組めるよう、妊娠から出産・育児、栄養等の健康教育を行う。 ● 両親学級等 ● 育児学級	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
107	母子訪問指導	訪問指導によって、妊娠・出産・育児の不安の軽減を図り、健康の保持・増進に努める。訪問指導を通し、若年・ひとり親・経済的困窮家庭など、養育に不安な場合については、早期からの関わりを実施できるよう努める。 ● 妊産婦訪問指導 ● 新生児訪問指導 ● 未熟児訪問	こども支援課
58 再掲	発育・発達相談	発育・発達についてフォローの必要な子どもに対して、専門的な個別相談を実施する。また、小児科医師との連携により早期療育等への支援を行う。 ● 相談体制の充実 ● みどり学園相談事業 ● 学校教育との連携	こども支援課 福祉課 教育センター
108	予防接種事業の実施	予防接種の有効性・安全性等の周知を図り、接種しやすい体制の整備を行う。 ● 予防接種の周知・実施	健康増進課
109	乳幼児歯科相談事業の実施	乳幼児の口腔の健全な発育を促し、心身の健康増進を図るため、継続的な診査・指導を行い、子どもの歯科保健に関する不安・悩みに応える。 ● 歯科健診の実施	こども支援課
110	歯科健康教育の実施	3歳児健診終了後の歯科健診について、保育所（園）等と連携を図り、保育所（園）でのブラッシング教室等を実施し、歯科保健を推進する。 ● 歯磨き指導の実施	こども支援課
111	母子の健康相談体制の充実	妊娠期から出産後において、早期に支援が必要な母子への相談と支援を実施する。 ● 相談体制の充実	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
112	健康教室・講演会の開催	保護者が充実した子育てを行えるように、早期から生活習慣病等の予防を目的とした健康教育を実施する。 ● 健康教室・講演会の開催	健康増進課 こども支援課
113	不妊・不育に対する支援	不妊・不育治療を実施している医療機関と、治療に関する相談機関の情報や動向を保健所と連携を図り、住民へ提供する。 また、不妊・不育検査に係る経済的負担を軽減するため、助成を実施する。 ● 不妊・不育に対する支援	こども支援課
114	就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握するために、健康診断及び知能検査を実施し、必要な助言や適正な就学指導を行う。 ● 就学児健康診断の実施	学校教育課

2 食育の推進

食は人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、「三芳町健康づくり推進計画（三芳町食育推進計画）」に基づき、食への関心を高めるとともに、食に関する相談への助言、普及活動等を通じて、豊かな食育を推進します。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
115	栄養教育の充実	乳幼児健診の場や各種健康教育事業の充実により、食を通じた健康づくりを支援し、また、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報提供を行う。 ● 乳児健診における月齢に応じた栄養指導 ● 栄養相談の実施 ● 離乳食教室の実施	こども支援課
116	学校給食を通じた食に関する教育	地場産野菜を積極的にとり入れ、栄養バランスの取れた魅力ある献立の提供と栄養教育を行う。 ● 栄養教育の実施	学校給食センター
117	保育所（園）における食育の推進	日々の食事・行事・日常の保育を通して、児童の良い食習慣を形成する。また、保護者を対象に「食育」に関する普及啓発に努める。 ● 児童と一緒に野菜等の栽培 ● クッキング保育 ● 保護者対象給食試食会 ● 給食の展示 ● 献立表配布 ● 給食レシピ発行 ● 保育所食育計画の策定	こども支援課

3 思春期保健対策の充実

思春期特有の心身の変化や、喫煙、飲酒、薬物乱用など、問題解決に取り組むための相談員の専門性を高め、子どもたちの身近で気軽な相談体制の充実を図ります。また、性に関する健全な認識を身につけられるよう、学習の機会を図ります。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
118	学校カウンセリング研修会の実施	学校カウンセリングの研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図る。 ● 学校カウンセリング研修会の実施	学校教育課 教育センター
119	学校保健の充実	小学校、中学校の児童生徒を対象に、子どもたちが自分を大切に「生きる力」を身につけていけるよう、総合的に健康教育を実施する。 ● 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と健康教育との連携を図った指導計画の作成・実践	学校教育課 こども支援課 福祉課

4 小児医療の充実

産科・小児科のある医療機関との連携を強化し、救急搬送の受け入れ体制の整備を推進します。あわせて救急医療が適切に利用されるよう周知を図ります。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
120	医療体制の充実	夜間・休日にかかることができる医療機関について住民への周知を行う。 また、急患の場合の対応について、消防や医療機関との連携をとり、充実を図る。 ● 医療体制の充実	健康増進課
121	救急電話相談（＃7119）の周知	子どもの急病時の家庭での対処方法や、受診の必要性の相談に応じる救急電話相談等について、住民への周知を行う。 ● 埼玉県救急電話相談の周知 ● 埼玉県 AI 救急相談の周知 ● Web サイト「こどもの救急」の活用	健康増進課 こども支援課

基本目標 5 仕事と子育ての両立のために

1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援

子育て家庭の希望をかなえることができるよう、子どもや子育て家庭の実情をふまえながら、幼児期の教育・保育の充実を図ります。

また、安心して仕事と子育てを両立できるように、さまざまなニーズに対応した、多様な保育サービスの充実を図ります。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
122	延長保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図る。 ● 延長保育の受け入れ	こども支援課
123	一時預かり保育	保護者の都合等により、一時的に保育が必要な場合に対応するため、保育所（園）等での一時預かりを実施する。 利用時間の延長、土曜開設等の充実を図る。 ● 一時預かり保育の受け入れ	こども支援課
124	保育所（園）等の整備	保育需要を見極め、民間活力の活用を図りながら、保育所（園）等を適正に配置する。 ● 保育需要に応じた保育所（園）等の整備	こども支援課
125	学童保育室の施設整備	放課後留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とし、高い保育ニーズに応えるため、学童保育室を適正に配置する。 ● 学童保育室の適正な配置	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
103 <u>再掲</u>	発達特性のある児童の 受け入れ	保育所（園）及び学童保育室の利用を希望する発達特性のある児童の受け入れを、加配職員配置等により推進するとともに、職員研修の実施により、発達特性に対する理解を深め資質向上を図る。 また、保育所（園）においては、みどり学園と地域の保育所（園）等での交流保育を定期的に図り、児童の健全な成長を促進する。 ● インクルーシブ保育の実施	こども支援課
126	幼児教育・保育サービス環境の充実	育児サービスの多様化に伴い、認定こども園制度の運用を適切に実施する。 ● 認定こども園制度の運用	こども支援課
127	保育士の資質向上	子ども一人ひとりの発達段階と個性に応じて、適切な保育ができるよう、研修等を通して保育士等の資質の向上に努めるとともに、適正な配置を図る。 ● 保育士研修 ● 乳児保育研修 ● 障がい児保育研修	こども支援課
128	病児・病後児保育	病児または病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。実施については、三芳町・富士見市・ふじみ野市の二市一町共同（広域）により実施する。また、町内での実施施設の確保に向け、調査・調整を行う。 ● 病児・病後児保育の受け入れ	こども支援課
129	休日保育	就労形態の多様化によるさまざまな保育ニーズに対応できる体制づくりを推進する。 ● 休日保育の調査・検討	こども支援課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
64 再掲	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制 度）の実施	子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を行う。 こども誰でも通園制度の実施	こども支援課

2 多様な働き方を選択できる環境の整備

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するとともに、子育てや介護等により、一旦離職した労働者の再就職を支援します。また、起業をめざす労働者に対し、情報提供等の支援を行います。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
130	就労環境改善への支援	働き方改革の実現に向けて、誰もが働きやすい職場づくりの機運を醸成するため、労働関係諸条件の変更点・留意点についてリーフレット等を配布し啓発活動を行う。 啓発活動を行うにあたっては、必要に応じ商工会等の関係団体との連携や広報等の各種媒体の活用など、さまざまな方策により広く周知が可能となるよう努める。 ● 関係機関と連携した就労環境改善への広報活動	観光産業課
131	就労情報の提供	就労を支援するため、ハローワークの発行している求人情報を庁舎内に設置及びホームページ上に求人情報を掲出し、あわせて国や県など、関係機関と連携を図りながら、資格や技能を取得できるよう情報収集を行い情報の提供に努める。 ● 就労情報の提供	観光産業課
132	在宅就労の支援	家庭外で働くことが困難な方の在宅就労を支援するため、内職に関する相談及びあっせんを行う。 ● 在宅就労の支援	観光産業課

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動やさまざまな情報提供を行います。

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
133	父親の育児参加の促進	父親が育児の知識や技術を身につける機会や、子育ての楽しさに気づく機会を提供するため、各種講座等を開催する。 ● 両親学級の開催	こども支援課
134	男女共同参画・ジェンダー平等意識の啓発	男女共同参画社会の実現のため、「みよし男女共同参画プラン」に基づいて施策を展開し、意識改革や理解の促進を図る。 ● 男女共同参画情報誌「まなざし」の発行や「ヒューマンフェスタ」の開催 ● 広報みよし・ホームページによる情報提供 ● 性的マイノリティへの理解を深める情報発信	総務課
135	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男性も含めた働き方の見直しを推進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発に努める。また、仕事と家庭・地域活動の両立しやすい職場環境の整備を促進する。 ● 働き方の見直し	総務課 観光産業課

取組 番号	取組名	事業内容	担当課等
		具体的事業	
130 再掲	就労環境改善への支援	働き方改革の実現に向けて、誰もが働きやすい職場づくりの機運を醸成するため、労働関係諸条件の変更点・留意点についてリーフレット等を配布し啓発活動を行う。 啓発活動を行うにあたっては、必要に応じ商工会等の関係団体との連携や広報等の各種媒体の活用など、さまざまな方策により広く周知が可能となるよう努める。 ● 関係機関と連携した就労環境改善への広報活動	観光産業課

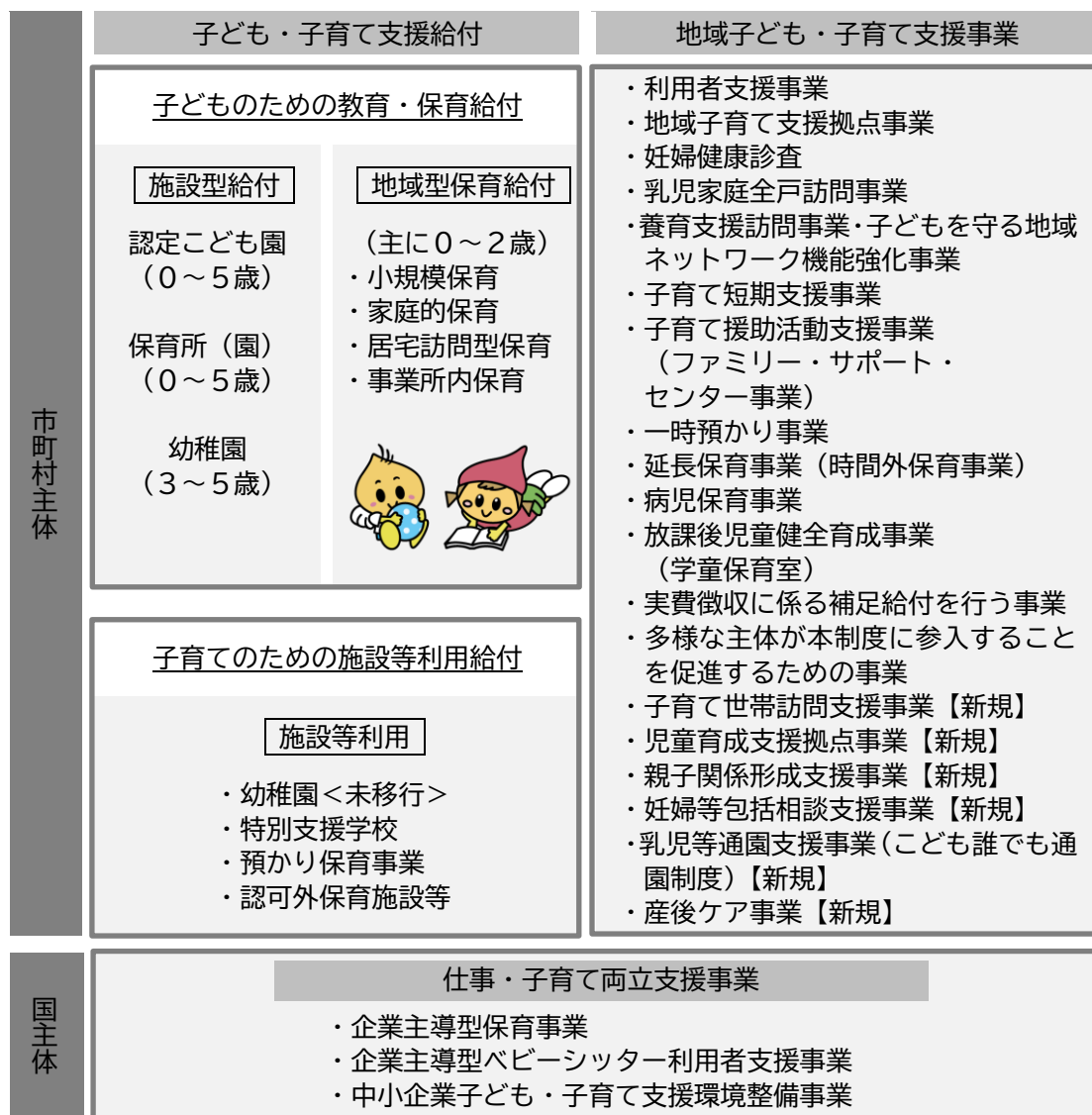
第5章 幼児期の教育・保育及び地域の子 ども・子育て支援事業の提供体制

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

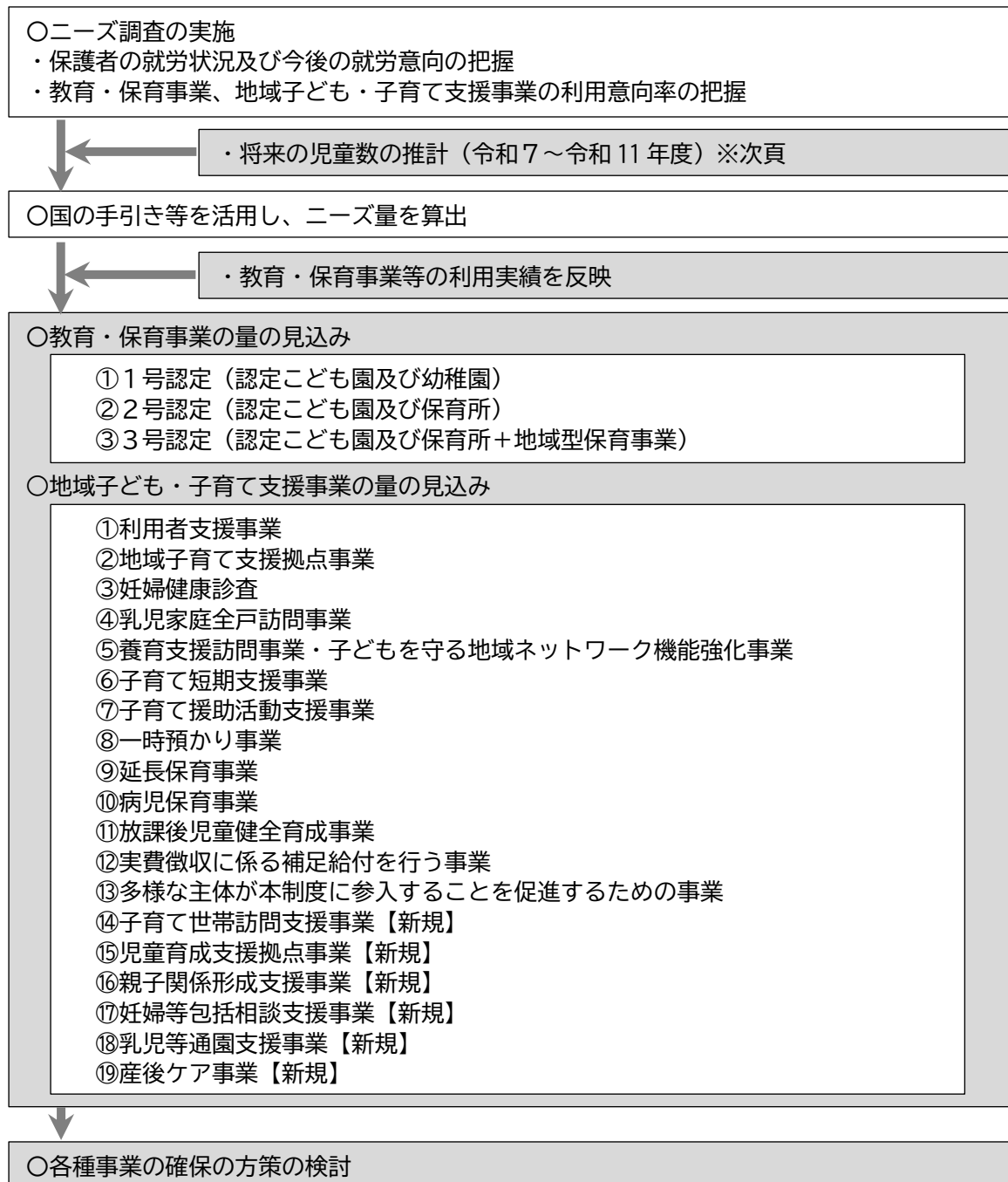
■子ども・子育て支援サービスの概要図



2 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは以下のとおりです。

■量の見込みと確保方策の設定



※見込み量：量の見込みとは、令和6年に町が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

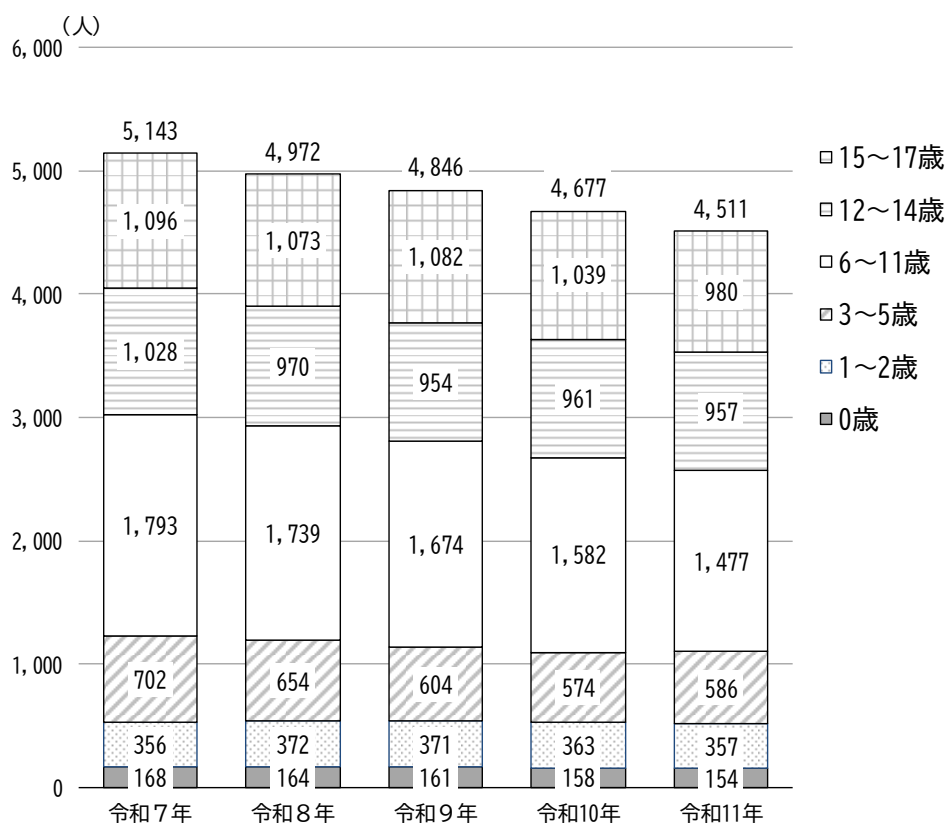
※確保方策：確保方策とは、量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと。

3 推計児童数

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、総数で令和7年の5,143人から令和11年の4,511人へ632人減少することが見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分または事業ごとに設定することもできます。

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を基本的には町全体1区域と設定します。

■本町の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等			教育・保育 提供区域
子どものための教育・ 保育給付	1号認定	3～5歳	町全体を 1つの区域
	2号認定	3～5歳	
	3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども ・子育て 支援事業	利用者支援事業	0～5歳、 小学1～6年生	
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳 保護者	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	児童、保護者、 妊婦	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	子育て短期支援事業	0～18歳	
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、 小学1～3年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳	
	病児保育事業	0～5歳、 小学1～3年生	
	放課後児童健全育成事業（学童保育室）	小学1～6年生	
	子育て世帯訪問支援事業	0～17歳	
	児童育成支援拠点事業	6～17歳	
	親子関係形成支援事業	0～17歳	
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及び その配偶者など	
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳6か月から 満3歳未満	
	産後ケア事業	産婦	

5 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業等は、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）について「量の見込み」と「確保方策（提供体制の確保の内容）」を設定します。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

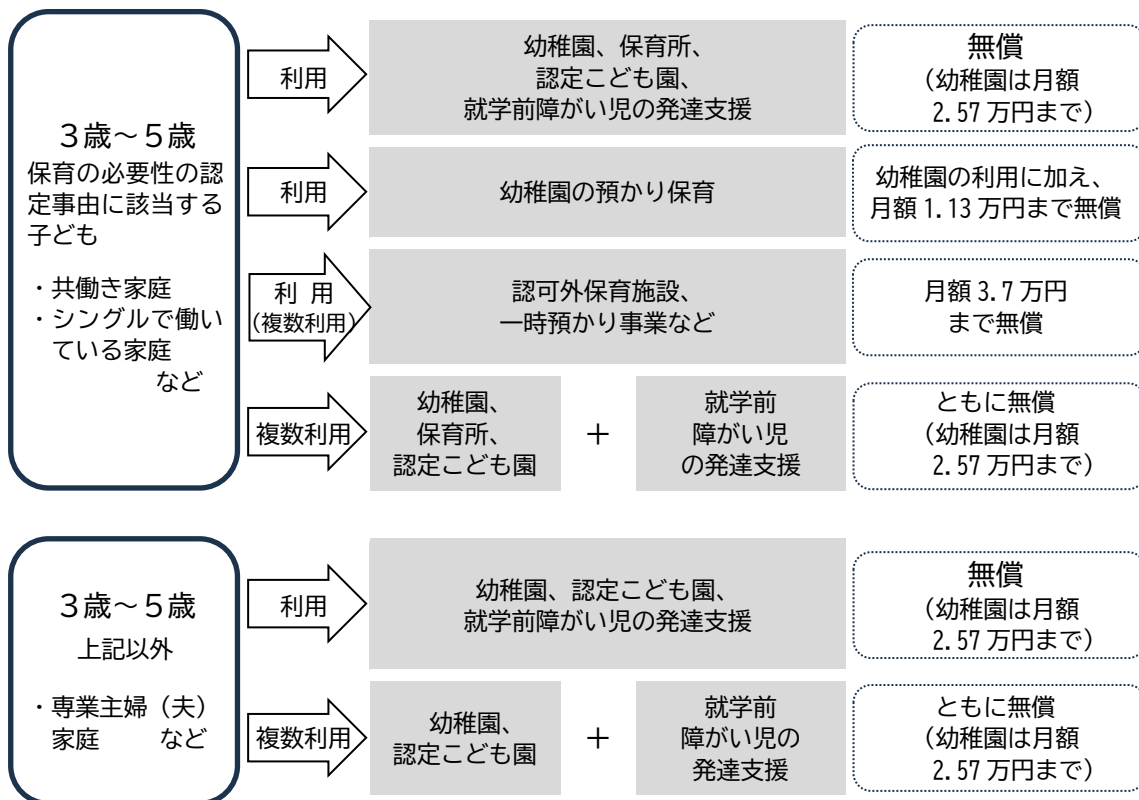
	計画年度	
	令和7年度	令和8年度
量の見込み： 計画年度将来推計人口や事業の利用率等から算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示	量の見込み	
確保方策： 現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類ごとの提供可能な量（供給量）を表示	確保方策	
	特定教育・保育施設	
	確認を受けない幼稚園	
確保方策から量の見込みを引いて算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）	過不足	

なお、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化をふまえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■幼児教育・保育の無償化の内容

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所（園）、認定こども園等	○幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所（園）、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	○3歳から5歳までの子どもは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所（園）、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■幼児教育の無償化のイメージ



(1) 認定こども園及び幼稚園

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所（園）と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設（幼稚園・こども園）」、「私学助成の幼稚園（従来の私学助成を継続）」の2種類となります。

■量の見込みと確保方策の考え方

- ニーズ調査結果及び第2期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。
- 保育ニーズが高まっている中、認定こども園や幼稚園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補えています。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減する幼児教育・保育の無償化をふまえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■第2期計画の利用実績値

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	562	515	469	429	391

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳
量の見込み	442	412	381	362	369
確保方策					
特定教育・ 保育施設	825	825	825	825	825
過不足	383	413	444	463	456

(2) 認定こども園及び認可保育所（園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設

【事業概要】

保護者の就労等により家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。「特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）」、「認可外保育施設（新制度に移行せず、従来の制度で運営）」、「特定地域型保育事業」があります。

なお、「特定地域型保育事業」は、0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

■量の見込みと確保方策の考え方

- ニーズ調査結果及び第2期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。
- 保育所（園）等において、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育士確保等に向けた取組を進めていくとともに、保育利用定員の確保を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減する幼児教育・保育の無償化をふまえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■第2期計画の利用実績値

(単位：人)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3～5歳	0歳	1,2歳	3～5歳	0歳	1,2歳	3～5歳	0歳	1,2歳
利用実績	319	29	198	307	36	200	321	43	196
区分	令和5年度			令和6年度					
	2号	3号		2号	3号				
	3～5歳	0歳	1,2歳	3～5歳	0歳	1,2歳			
利用実績	308	35	219	329	35	216			

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	2号	3号			2号	3号			2号	3号		
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	312	39	103	97	291	38	104	105	269	37	102	106
確保方策												
特定教育・ 保育施設	358	56	85	101	358	56	85	101	358	56	85	101
特定地域型 保育事業		9	19	19		9	19	19		9	19	19
過不足	46	26	1	23	67	27	0	15	89	28	2	14
区分	令和10年度				令和11年度							
	2号	3号			2号	3号						
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳				
量の見込み	255	36	101	103	261	36	99	101				
確保方策												
特定教育・ 保育施設	358	56	85	101	358	56	85	101				
特定地域型 保育事業		9	19	19		9	19	19				
過不足	103	29	3	17	97	29	5	19				

6 地域子ども・子育て支援の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、平成29年度より子育て世代包括支援センターを設置し「母子保健型」として実施していましたが、令和6年度からは、こども家庭庁にて新たに創設された「こども家庭センター型」として実施しております。
- 「こども家庭センター型」においては、母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応を行うとともに、関係機関等と連携し、包括的な支援を行っていきます。

■第2期計画の利用実績値 (単位：か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	1	1	1	1	1
か所数	1	1	1	1	1

■第3期計画の量の見込みと確保方策 (単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み※	1	1	1	1	1
か所数	1	1	1	1	1

※こども家庭センター

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○町内4か所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供等を行っています。

○量の見込みについては、第2期計画における利用実績及び「三芳町第6次総合計画」施策指標の目標値をもとに見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期計画の利用実績値

(単位：人/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	1,820	3,122	4,326	4,377	4,450
か所数	4	4	4	4	4

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人/年、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,800	5,150	5,500	5,500	5,500
か所数	4	4	4	4	4

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、妊娠届出時に妊婦健康診査助成券を交付するとともに、定期的に妊婦健康診査を受診するよう促しています。

○量の見込みについては、0歳児推計人口をもとに見込みました。今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、里帰り出産等における県外の医療機関等の受診にも対応していくことで、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

■第2期計画の利用実績値

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	197	156	167	178	174

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	177	174	171	167	163
確保方策	実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査助成券を発行 検査項目：国が示す検査項目 実施時期：通年				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師・助産師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師・助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

○量の見込みについては、0歳児推計人口をもとに見込みました。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

■第2期計画の利用実績値 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	187	163	151	175	169

■第3期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	168	164	161	158	154
確保方策	実施体制：保健師・助産師等 実施機関：こども支援課 実施方法：訪問				

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援等）を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、専門職が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。
- 引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努め支援していきます。

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 令和4年度にこども家庭総合支援拠点の設置により、相談支援体制や関係機関との連携が強化されました。
- 令和6年度にはこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両機関が一体的な支援を行うことで、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるように要保護児童対策協議会の機能の強化を図っています。
- 児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行います。
- 本事業では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家との連携を図ります。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において子どもをお預かりする事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 町内には乳児院や児童養護施設がありません。保護者の疾病等で一時的に家庭での養育が困難になり、ほかに児童を看てくれる人がいない場合、児童を短期間（原則７日以内）預かる事業は、児童相談所を通して県の乳児院や児童養護施設で実施しています。
- 引き続き、幅広く事業の周知を図り、関係機関との連携をとりながら子育て家庭の負担軽減に努めます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。
- 量の見込みについては、第２期計画における利用実績及び「三芳町第６次総合計画」施策指標の目標値をもとに見込みました。引き続き、就学児童等をもつ利用会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、安定的な提供体制の確保に努めます。

■第２期計画の利用実績値

（単位：人日/年）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	894	1,010	761	687	838

■第３期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	1,138	1,438	1,760	1,760	1,760
確保方策	1,138	1,438	1,760	1,760	1,760

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、幼稚園2か所、認定こども園1か所において、預かり保育を実施しています。

○量の見込みについては、第2期計画における利用実績をもとに見込みました。幼稚園等において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期計画の利用実績値

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	19,415	16,208	18,904	27,123	28,000
か所	3	3	3	3	3

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29,334	27,983	26,447	25,708	26,831
1号利用	945	902	851	829	864
2号利用	28,389	27,081	25,596	24,879	25,967
確保方策	29,334	27,983	26,447	25,708	26,831
か所	3	3	3	3	3

②在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の一時預かり

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育所（園）2か所、認定こども園1か所において、一時預かり事業を実施しています。

○第2期計画の利用実績は、社会的要因等が大きく影響しているため、量の見込みについては、第1期計画における利用実績をもとに見込みました。町内の既存の保育所（園）等における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

■第2期計画の利用実績値 （単位：人日/年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	1,085	1,229	802	347	364
か所	3	3	3	3	3

■第3期計画の量の見込みと確保方策 （単位：人日/年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,614	1,663	1,669	1,649	1,600
確保方策					
一時預かり	1,614	1,663	1,669	1,649	1,600
ファミリー・サポート・センター	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0
か所	3	3	3	3	3

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。
- 量の見込みについては、第2期計画における利用実績をもとに見込みました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期計画の利用実績値 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	84	169	203	146	118
か所	8	8	9	9	9

■第3期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	173	168	160	154	155
確保方策	647	647	647	647	647
か所	9	9	9	9	9

(10) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、富士見市及びふじみ野市と広域覚書を結び、保育所（園）4か所において病児保育が、保育所（園）1か所において病後児保育が実施されています。

○量の見込みについては、第2期計画における利用実績をもとに見込みました。保護者が就労している等で、保育所（園）に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があり、病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりを検討していきます。

■第2期計画の利用実績値

（単位：人日/年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	0	40	38	99	118

■第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日/年）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114	111	107	101	98
確保方策					
病児保育事業	114	111	107	101	98
ファミリー・サポート・センター	-	-	-	-	-

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育室））

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 本町では、学童保育室が小学校の敷地内に7か所あり、放課後及び学校の長期休業期間中等に適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。
- 量の見込みについては、第2期計画における利用実績をもとに見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数や藤久保地域拠点施設整備等事業に係る取組等をふまえて設定します。
- 障がいのある子どもへの対応については、関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。
- 国の「放課後児童対策パッケージ」をふまえ、放課後児童対策を一層強化し、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごしながらか、多様な体験・活動を行うことができるよう、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保を図ります。

■第2期計画の利用実績値 （単位：人 ※平均利用者数）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	392	372	384	394	375
1～3年生	312	292	292	291	289
4～6年生	80	80	92	103	86
か所	7	7	7	7	7

■第3期計画の量の見込みと確保方策 （単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	370	359	345	326	305
1～3年生	285	277	266	252	235
4～6年生	85	82	79	74	70
確保方策	352	360	360	360	360
か所	7	6	6	6	6

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

【現状】

これまでの日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の助成に加えて、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法で新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助を実施しています。

【確保方策】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び一定の要件を満たす第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【現状】

本町では、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を補助する事業を実施しています。

【確保方策】

引き続き、需要に基づき必要な事業量の確保と子育て家庭の負担軽減に努めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭や妊産婦等を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 家事・育児支援が必要と判断した家庭については、事業所等に委託し家事支援及び育児支援を実施しています。
- 量の見込みについては、国の算出方法に基づき、過去に相談対応した事例から本事業の利用が望ましい世帯の割合を算出し、この割合を各年度の推計0～17歳人口に乗じて対象世帯数を算出した後、1人当たりの利用が必要と思われる日数を乗じて見込みました。
- 家事・育児支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できる環境を整えていけるよう、今後も継続して事業を展開していきます。

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	82	79	77	75	72
確保方策	実施体制：児童福祉担当職員 実施機関：こども支援課 委託団体：事業所等				

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等により家庭や学校に居場所のない子ども等へ居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習の支援等を行うとともに、子ども及び家庭の状況を把握・分析した上で関係機関と連携して必要な支援を行う事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、必要に応じて実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた親子間の関係性を構築するための支援を実施する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、必要に応じて実施を検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、すでに実施している事業を制度化したものです。
- 量の見込みについては、過去の妊娠届出数の推移から各年度の妊娠届出数等を推測し、1組当たりの面談回数を3回として見込みました。妊婦等に対して、さらに寄り添った支援が実施できるよう努めます。

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位：回/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (面談実施合計回数)	609	600	588	573	561
確保方策					
こども家庭 センター	609	600	588	573	561
上記以外	-	-	-	-	-

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を提供し、その乳児または幼児及び保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を実施するとともに、必要な情報提供、助言等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、国の算出方法に基づき以下のとおり見込みました。

- ①国が実施した試行的事業における対象者をふまえて0歳6か月から満3歳未満の「対象年齢の未就園児数」を算出。
- ②「対象年齢の未就園児数」に月一定時間（10 時間）を乗じて「必要受け入れ時間数」を算出。
- ③「必要受け入れ時間数」を「定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数」で除して「必要定員数」を算出。

○令和8年度からの事業実施に向け、課題等を把握し整備を進めます。

■第3期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	-	2	2	3	3
	確保方策	-	2	2	3	3
1歳児	量の見込み	-	2	3	5	5
	確保方策	-	2	3	5	5
2歳児	量の見込み	-	2	3	5	5
	確保方策	-	2	3	5	5

(19) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○量の見込みについては、国の算出方法に基づき以下のとおり見込みました。

①各年の0歳児人口及び妊娠届出数をもとに、流産・死産も考慮した「推計産婦数」を算出。

②「推計産婦数」に過去の事業利用実績から把握された「利用率」と「平均利用日数」を乗じて量の見込みを算出。

○令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてから、本町での産後ケア事業の利用率は急速に伸びています。産後の母親の育児負担軽減のための休息や、育児の方法を学びたい等の親のニーズに即した事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

■第3期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	258	252	248	243	237
確保方策	258	252	248	243	237

7 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

保育所（園）等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども支援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

(2) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針をふまえて、子どもの育ちを大切にす教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、全埼玉私立幼稚園連合会の幼児教育センター等を活用し、教育・保育に関する専門性を有する家庭教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

(3) 町が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所（園）が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等をふまえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、研修等を通じ、質の高い教育・保育の確保や人材育成に努めます。

(4) 幼児期における切れ目のない教育・保育の提供

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性をふまえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校等との連携のさらなる促進を図ります。

(5) 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況や定員等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

(7) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、すべての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供等の支援を行います。

(8) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

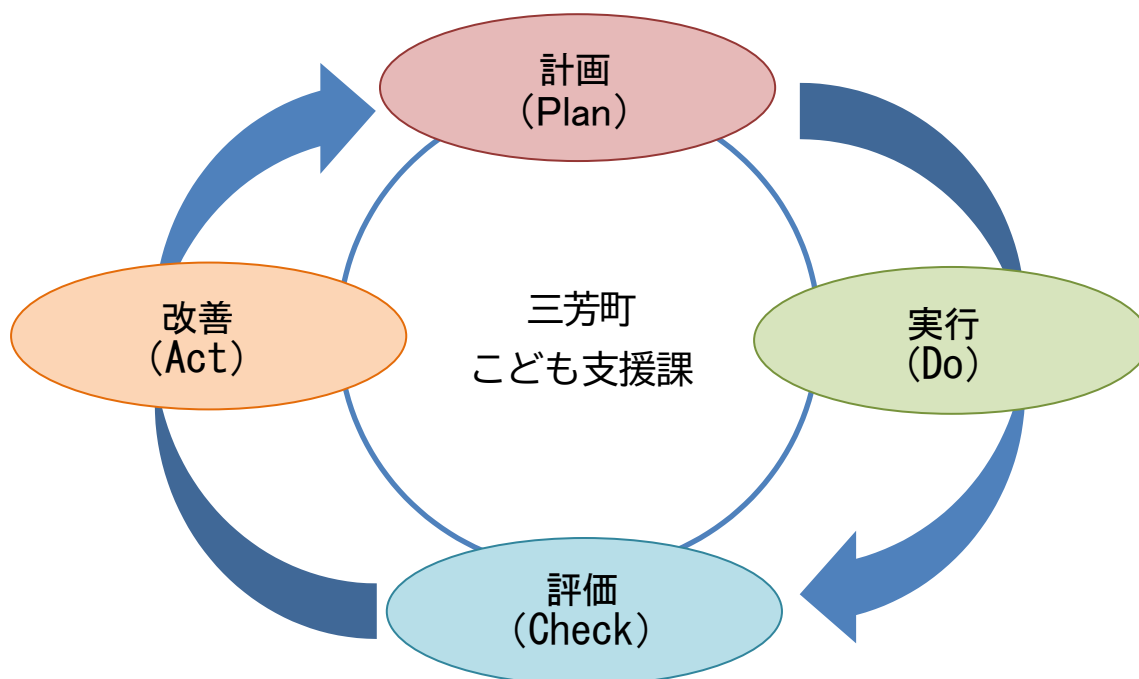
計画期間中は、こども支援課が事務局となり、「三芳町子ども・子育て審議会」をはじめ、関係部署、住民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果については、PDCA サイクル（計画－実行－評価－改善）に基づき実施して、取組の改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

■PDCA サイクルによる点検・評価のプロセス



2 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、住民や職域等それぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりをめざすものです。

本計画が住民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、町のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

資 料 編

- 1 策定経過
- 2 三芳町子ども・子育て審議会条例
- 3 三芳町子ども・子育て審議会委員名簿
- 4 用語解説

1 策定経過

【令和5年度】

年月日	会議内容等															
令和6年1月18日	第2回三芳町子ども・子育て審議会 ・第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて ・三芳町子ども・子育て支援に関するアンケート調査について															
令和6年2月8日 ～令和6年2月25日	三芳町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 〔調査概要〕 <table><tr><th>調査名</th><th>対象数</th><th>回収数</th><th>回収率</th><th>※H31年 調査回収率</th></tr><tr><td>①就学前児童保護者</td><td>1,000 件</td><td>576 件</td><td>57.6%</td><td>49.6%</td></tr><tr><td>②小学校児童保護者</td><td>1,000 件</td><td>527 件</td><td>52.7%</td><td>49.6%</td></tr></table>	調査名	対象数	回収数	回収率	※H31年 調査回収率	①就学前児童保護者	1,000 件	576 件	57.6%	49.6%	②小学校児童保護者	1,000 件	527 件	52.7%	49.6%
調査名	対象数	回収数	回収率	※H31年 調査回収率												
①就学前児童保護者	1,000 件	576 件	57.6%	49.6%												
②小学校児童保護者	1,000 件	527 件	52.7%	49.6%												
令和6年3月28日	第3回三芳町子ども・子育て審議会 ・三芳町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について															

【令和6年度】

年月日	会議内容等
令和6年10月30日	第1回三芳町子ども・子育て審議会 ・第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・報告事項について
12月18日	第2回三芳町子ども・子育て審議会 ・第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年1月17日 ～令和7年2月17日	パブリック・コメントの実施
3月12日	第3回三芳町子ども・子育て審議会 ・第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 三芳町子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 72 条第 1 項の規定に基づき、三芳町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項に規定する事務に関すること。
- (2) 前号のほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 名以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) 公募による町民
- (5) 子どもの保護者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) 労働者を代表する者
- (8) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年三芳町条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和5年条例第17号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 三芳町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略)

選 出 区 分		氏 名	備 考
1号	児童福祉関係者	伊 藤 晋 也	会長
2号	教育関係者	藤 野 瞳	
3号	子ども・子育て支援に関し知識 経験を有する者	仲 野 真由美	
4号	公募による町民	飯 塚 結 花	
5号	子どもの保護者	篠 原 千 恵	
6号	事業主を代表する者	小 山 邦 子	
7号	労働者を代表する者	鈴 木 信 之	副会長
8号	子ども・子育て支援に関する事 業に従事する者	浅 尾 希	
8号	子ども・子育て支援に関する事 業に従事する者	安 齋 和 江	
8号	子ども・子育て支援に関する事 業に従事する者	竹 内 真 一	

4 用語解説

用語	解説
ア行	
インクルーシブ保育	障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりの特性をふまえて、同じ空間で過ごす保育のこと。
カ行	
学校カウンセリング研修会	教職員による児童生徒の人間形成に関わる諸問題に対して援助していく総合的な教育活動のことであり、その研修会を指す。
国の手引き	こども家庭庁の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を指す。
グローバルアクション	国際的な課題に対して、世界中の人々や組織が協力して取り組むこと。
子育てサロン	保護者とその子どもが一緒に過ごす場で、子どもが遊びながら学び、保護者同士が交流するなど、育児に関する情報交換やサポートを受ける場のこと。
こども基本法	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした法。令和4年6月成立、令和5年4月施行。
こども大綱	こども基本法により規定されている、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた大綱。
こどもまんなか社会	こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会のこと。
サ行	
ジュニアボランティアリーダー	町内中・高校生の有志で構成し、年間を通じて体験活動やリーダーシップを養うための研修会を実施し、自ら考え行動する人材を育成する事業のこと。通称ジュボラ。
小1 プロブレム	小学校1年生が入学後に経験する環境の変化や適応に関連するさまざまな課題のこと。

小学校アウトリーチ	小学校に対して、芸術や文化に関する施設・団体等が、芸術や文化のプログラムを提供し、参加を促す活動のこと。
スクールガード	各学校区を中心に組織的に巡回等を実施し、校内外での児童生徒の安全を守る活動をする学校安全ボランティアのこと。
スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、課題を抱える児童生徒に対し多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者。
タ行	
デジタル・シティズンシップ教育	児童生徒に対して、デジタル社会における責任ある行動や倫理的な使用方法を教える教育プログラムのこと。
都道府県こども計画・市町村こども計画	すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、都道府県は、こども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成すること、また、市町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することに努めることとされている。
ナ行	
日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）	ユニセフが推進する「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」のこと。子どもと最も身近な行政単位である市町村等で子どもの権利条約を具現化する活動。
ニュースポーツ	年齢や体力を問わず、誰でも楽しめるスポーツのこと。
ハ行	
ブックトーク・学校ブックトーク	テーマに沿って本を紹介し、紹介した本や読書の興味を持たせる方法のこと。また、学校ブックトークとは、学校図書を活用して本の紹介を行い、読書活動のきっかけとする活動をいう。
マ行	
メディアリテラシー	情報を正確に理解し、評価し、効果的に伝える能力のこと。
ラ行	
レスパイト事業	障がいのある家族の介護・育児など、介護者を介護から解放して休息させる事業のこと。

第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画

発行年月／令和7年3月

発行・編集／三芳町こども支援課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

T E L 049-258-0019

F A X 049-274-1009

U R L <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>